

1 2 月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第19号	直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
議案第20号	直方市指定有形文化財への指定及び指定に関する諮問について	文化・スポーツ推進課
議案第21号	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会の委員の任命について	学校教育課

協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

報告事項

番号	案件名	課名
1	令和6年度12月定例市議会一般質問について	部長
2	直方市児童手当支払規則の一部を改正する規則について	こども育成課
3	第3期子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントについて	こども育成課
4	直方市放課後児童健全育成事業(学童)業務委託事業者について	こども育成課

その他

- ・ 1 月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・ 二十歳のつどいについて
- ・ 総合教育会議（2 月）について
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和6年11月13日～令和6年12月17日

11月	13	水	県指定研究発表会（給食）（岡垣町立山田小学校）	
	14	木		
	15	金	直方市表彰 表彰式典（直方市役所） 県重点課題最終年次発表会（中間市立中間小学校）	
	16	土	上頓野小学校 創立百五十周年記念式典（上頓野小学校）	
	17	日	植木小学校 創立百五十周年記念式典（植木小学校）	
	18	月		
	19	火	直方市保幼小中交流研究会（下境小学校）	
	20	水	三中校区小中一貫教育交流会（直方西小学校）	
	21	木	二中校区小中一貫教育初年度交流研究会（直方東小学校）	
	22	金		12月定例会 告示
	23	土		
	24	日	感田小学校 創立百五十周年記念式典（感田小学校） 福岡県中学校総合文化祭筑豊大会（ユメニティのおがた） 武蔵川部屋千秋楽祝賀会	
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木	筑豊地区小学校国語教育研究大会（直方北小学校）	
	29	金		提案説明
	30	土		
12月	1	日	ふくおか県芸術文化祭2024「北九州ブロック芸能のつどい」 （ユメニティのおがた）	
	2	月	12月 定例校長会議	一般質問
	3	火		一般質問
	4	水	中学生海外派遣事業引率者との意見交換会	一般質問
	5	木	定例教育長会（書面開催）	一般質問
	6	金		
	7	土		
	8	日		
	9	月		質疑
	10	火		常任委員会
	11	水		常任委員会
	12	木		常任委員会
	13	金	教育長辞令交付 筑豊高校「課題研究」生徒実践発表会 遠賀川水辺館20周年記念行事（遠賀川水辺館）	採決
	14	土		
	15	日		
	16	月	教育長面談 ライジングゼファーフクオカとのフレンドリータウンに関する 協定締結式	
	17	火	定例教育委員会 教育長面談	

教育委員会行事予定

令和6年12月18日～令和7年1月14日

12月	18	水	アントレプレナーシップ視察（直方西小学校）
	19	木	臨時校長会議 教育長面談
	20	金	もち吉贈呈式（直方西小学校） 教育長面談
	21	土	中学生海外派遣事業報告会（ユメニティのおがた）
	22	日	
	23	月	教育長面談
	24	火	
	25	水	規模適正化基本計画検討委員会（直方市役所）
	26	木	
	27	金	
	28	土	第6回地域ふれあい餅つき大会（すみれそうのおがた）
	29	日	
	30	月	
	31	火	
1月	1	水	
	2	木	
	3	金	
	4	土	
	5	日	第16回新春書初め大会（直方市中央公民館）
	6	月	
	7	火	令和7年度 直方商工会議所 新春挨拶会
	8	水	仕事始め式（直方市役所）
	9	木	1月定例校長会議
	10	金	教育長会（北九州教育事務所）
	11	土	
	12	日	令和7年度直方市消防出初式（市庁舎、市役所前河川敷） 二十歳のつどい（ユメニティのおがた）
	13	火	
	14	火	定例教育委員会

議案第 19 号

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務
取扱要綱の一部を改正する告示について

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の
一部を改正する告示について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 12 月 17 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案
するものである。

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱（平成29年直方市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第4条中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、同条第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第2号中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改め、同条第3号中「第3条第1項第3号」を「第3条第3号」に改め、同条第4号中「第3条第1項第4号」を「第3条第4号」に改め、同条第5号中「第3条第1項第5号」を「第3条第5号」に改め、同条第6号中「第3条第1項第6号」を「第3条第6号」に改め、同条第7号中「第3条第1項第7号及び第8号」を「第3条第7号及び第8号」に改め、同条第8号中「第3条第1項第9号及び第10号」を「第3条第9号及び第10号」に、「健康保険証（子が当該保護者の扶養に入っていることを確認できるもの）」を「当該保護者が子を監護していることを確認できるもの」に改め、同条第9号中「第3条第1項第11号」を「第3条第11号」に改める。

第5条第1項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同条第2項第1号から第3号までの規定中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同項第4号中「第3条第1項第2号、第5号、第9号又は第10号」を「第3条第2号、第5号、第9号又は第10号」に改め、同項第5号中「第3条第1項第4号」を「第3条第4号」に改め、同項第6号中「第3条第1項第7号」を「第3条第7号」に改め、同条第3項中「第3条第1項第2号、第4号、第6号及び第7号」を「第3条第2号、第4号、第6号及び第7号」に改める。

第7条第1項中「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入所申込書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届兼入所申込書」に改める。

第14条中「すでに」を「既に」に、「保育所変更（転園）届」を「保育所等変更（転園）届」に改める。

別表中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に、「第1条第8項」を「第1条の5第8号」に、「保育士、幼稚園教諭及び保育教諭（直方市内での勤務のみ）」を「保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師及び調理員（**いずれも直方市内の保育所、認定こども園、幼稚園等での勤務のみ。また、調理員については児童福祉施**

設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の基準を満たすために必要な場合に限る）」に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

直方市保育の必要性の認定基準及び保育所利用に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(教育・保育給付認定の申請) 第3条 法第20条の認定を申請しようとする小学校就学前子どもの保護者は、認定を受けようとする日の属する月の前月の20日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その前日)までに施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入所申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定の申請については、添付書類は不要とする。 (1)・(2) 省略 (認定基準を証明する書類) 第4条 <u>前条第1号</u>の条例第3条に規定する認定基準に該当することを証明する書類は、次のとおりとする。 (1) <u>条例第3条第1号</u>及び第11号該当 就労証明書、就労申告書、個人事業届、登記簿謄本、営業許可証、業務請負契約の写し (2) <u>条例第3条第2号</u>該当 母子健康手帳の写し、医師の診断書 (3) <u>条例第3条第3号</u>該当 医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し (4) <u>条例第3条第4号</u>該当 介護又は看護されている同居の親族の状態を証明する医師の診断書、障害者手帳、介護保	(教育・保育給付認定の申請) 第3条 法第20条の認定を申請しようとする小学校就学前子どもの保護者は、認定を受けようとする日の属する月の前月の20日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その前日)までに施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入所申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定の申請については、添付書類は不要とする。 (1)・(2) 省略 (認定基準を証明する書類) 第4条 <u>前条第1項第1号</u>の条例第3条に規定する認定基準に該当することを証明する書類は、次のとおりとする。 (1) <u>条例第3条第1項第1号</u>及び第11号該当 就労証明書、就労申告書、個人事業届、登記簿謄本、営業許可証、業務請負契約の写し (2) <u>条例第3条第1項第2号</u>該当 母子健康手帳の写し、医師の診断書 (3) <u>条例第3条第1項第3号</u>該当 医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し (4) <u>条例第3条第1項第4号</u>該当 介護又は看護されている同居の親族の状態を証明する医師の診断書、障害者手帳、介護保

険証(認定済)の写し

- (5) 条例第3条第5号 該当 罹災証明書
- (6) 条例第3条第6号 該当 求職活動中の申立書、ハローワーク登録書、雇用保険受給資格者証の写し
- (7) 条例第3条第7号及び第8号 該当 在学証明書、学生証の写し
- (8) 条例第3条第9号及び第10号 該当 DVがあったことを証するもの、当該保護者が子を監護していることを確認できるもの、調停中であることを証する書類
- (9) 条例第3条第11号 該当 当該事由にあることを証する書類

(教育保育給付認定)

第5条 教育長は、法第19条各号 に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められる場合には教育・保育給付認定を行う。

2 教育長は、条例第3条に掲げる事由の場合であって、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)第4条第1項本文の保育必要量の認定を行うときは、原則として、当該認定に係る保護者が1月120時間以上労働することをもって、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の認定(以下「保育標準時間認定」という。)を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、保育標準時間認定とする。

- (1) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1号 の認定基準及び保育の利用について1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の認定(以下「保育短時間認定」という。)の条件を満たしており、平日午前8時30分から午後4時30分までの時間帯における利用が困難な時間

険証(認定済)の写し

- (5) 条例第3条第1項第5号 該当 罹災証明書
- (6) 条例第3条第1項第6号 該当 求職活動中の申立書、ハローワーク登録書、雇用保険受給資格者証の写し
- (7) 条例第3条第1項第7号及び第8号 該当 在学証明書、学生証の写し
- (8) 条例第3条第1項第9号及び第10号 該当 DVがあったことを証するもの、健康保険証(子が当該保護者の扶養に入っていることを確認できるもの)、調停中であることを証する書類
- (9) 条例第3条第1項第11号 該当 当該事由にあることを証する書類

(教育保育給付認定)

第5条 教育長は、法第19条第1項各号 に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められる場合には教育・保育給付認定を行う。

2 教育長は、条例第3条に掲げる事由の場合であって、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)第4条第1項本文の保育必要量の認定を行うときは、原則として、当該認定に係る保護者が1月120時間以上労働することをもって、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の認定(以下「保育標準時間認定」という。)を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、保育標準時間認定とする。

- (1) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1項第1号 の認定基準及び保育の利用について1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の認定(以下「保育短時間認定」という。)の条件を満たしており、平日午前8時30分から午後4時30分までの時間帯における利用が困難な時間

に出退勤することが常態であるもの

(2) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1号の認定基準及び保育短時間認定の条件を満たす者であり、シフト制の勤務体系で就労しており、最も早い出勤時間と最も遅い出勤時間の差が8時間以上あるもの

(3) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1号の認定基準及び保育短時間認定の条件を満たす者であり、通勤時間と勤務時間の合計が1日8時間を超える日が月に15日以上あるもの

(4) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第2号、第5号、第9号又は第10号の認定基準を満たすもの

(5) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第4号の認定基準を満たす者であり、かつ、就労しているもの

(6) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第7号の認定基準を満たす者であり、かつ、就労のための技能習得が認められる就学で、就学時間が1月120時間を超えるもの

(7) 省略

3 教育長は、施行規則第4条第1項本文の保育必要量の認定を行うときは、特段の事情がある場合を除き、条例第3条第2号、第4号、第6号及び第7号の掲げる事由においては、施行規則第4条第1項本文の区分のうち、保育短時間認定を行うものとする。

(現況届)

第7条 教育・保育給付認定保護者は、毎年1回教育長が定める期間内に施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届兼入所申込書(様式第3号)及び第3条の認定基準に該当することを証明する書類を提出しなければならない。

2 省略

に出退勤することが常態であるもの

(2) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1項第1号の認定基準及び保育短時間認定の条件を満たす者であり、シフト制の勤務体系で就労しており、最も早い出勤時間と最も遅い出勤時間の差が8時間以上あるもの

(3) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1項第1号の認定基準及び保育短時間認定の条件を満たす者であり、通勤時間と勤務時間の合計が1日8時間を超える日が月に15日以上あるもの

(4) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1項第2号、第5号、第9号又は第10号の認定基準を満たすもの

(5) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1項第4号の認定基準を満たす者であり、かつ、就労しているもの

(6) 当該認定に係る子どもの保護者が、条例第3条第1項第7号の認定基準を満たす者であり、かつ、就労のための技能習得が認められる就学で、就学時間が1月120時間を超えるもの

(7) 省略

3 教育長は、施行規則第4条第1項本文の保育必要量の認定を行うときは、特段の事情がある場合を除き、条例第3条第1項第2号、第4号、第6号及び第7号の掲げる事由においては、施行規則第4条第1項本文の区分のうち、保育短時間認定を行うものとする。

(現況届)

第7条 教育・保育給付認定保護者は、毎年1回教育長が定める期間内に施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入所申込書(様式第3号)及び第3条の認定基準に該当することを証明する書類を提出しなければならない。

2 省略

(保育所の変更)

第14条 教育・保育給付認定保護者は、既に入所している保育所の変更を希望するときは、保育所等変更(転園)届(様式第8号)を保育所の変更を希望する日の属する月の前月の20日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その前日)までに教育長に提出しなければならない。

別表(第9条関係)

保育所入所の判断基準表

基準点数(基準保育を必要とする事由)			点数	保育の提供期間
就労している	居宅外就労	月 150時間以上	20	就労をする期間
		月 120時間以上150時間未満	19	
		月 90時間以上120時間未満	18	
		月 48時間以上90時間未満	17	
	居宅内就労(自営業・農業)	月 150時間以上	20	
		月 120時間以上150時間未満	19	
		月 90時間以上120時間未満	18	
		月 48時間以上90時間未満	17	
	内職	月 150時間以上	18	
		月 120時間以上150時間未満	17	

(保育所の変更)

第14条 教育・保育給付認定保護者は、すでに入所している保育所の変更を希望するときは、保育所変更(転園)届(様式第8号)を保育所の変更を希望する日の属する月の前月の20日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その前日)までに教育長に提出しなければならない。

別表(第8条関係)

保育所入所の判断基準表

基準点数(基準保育を必要とする事由)			点数	保育の提供期間
就労している	居宅外就労	月 150時間以上	20	就労をする期間
		月 120時間以上150時間未満	19	
		月 90時間以上120時間未満	18	
		月 48時間以上90時間未満	17	
	居宅内就労(自営業・農業)	月 150時間以上	20	
		月 120時間以上150時間未満	19	
		月 90時間以上120時間未満	18	
		月 48時間以上90時間未満	17	
	内職	月 150時間以上	18	
		月 120時間以上150時間未満	17	

		未満		必要な期間
		月 90時間以上120時間未満	16	
		月 48時間以上90時間未満	15	
		月 150時間以上	12	
	内定・育休 (当該年度に復帰予定の場合。自営の方を含む)	月 120時間以上150時間未満	11	
		月 90時間以上120時間未満	10	
		月 48時間以上90時間未満	9	
妊娠・出産	産前6週産後8週の間	20	半年以内※5	
疾病・負傷・障害	入院加療または常時臥床	20	必要な期間	
	通院(居宅内で安静を要する)	15		
	精神または身体に障害を有する場合(身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度または中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合)	20		
	精神または身体に障害を有する場合(上記以外)	15		
同居の親族を常時介護・看護している		12	看護・介護を必要とする期間	

		未満		必要な期間
		月 90時間以上120時間未満	16	
		月 48時間以上90時間未満	15	
		月 150時間以上	12	
	内定・育休（当該年度に復帰予定の場合。自営の方を含む）	月 120時間以上150時間未満	11	
		月 90時間以上120時間未満	10	
		月 48時間以上90時間未満	9	
妊娠・出産	産前6週産後8週の間	20	半年以内※5	
疾病・負傷・障害	入院加療または常時臥床	20	必要な期間	
	通院（居宅内で安静を要する）	15		
	精神または身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度または中度、精神障害者保健福祉手帳1～2級の場合）	20		
	精神または身体に障害を有する場合（上記以外）	15		
同居の親族を常時介護・看護している		12	看護・介護を必要とする期間	

災害復旧	20	必要な期間
求職活動(起業の準備を含む)を継続的に 行っている(求職活動が確認できる書類添 付の人)	5	3ヶ月
就学している(就労にむけての就学に限 る。)	8	就学が終了 する月の末 日まで
子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第 8号各号に該当	最優先	—
直方市要保護児童対策協議会において保 育の必要が認められると判断された場合 (この場合、48時間以上の就労要件を適用 しない。)		
調整点数(優先入所事由)	点数	
利用申込みをしている児童が障がいをも っている(集団保育が可能とされた障がい 児である場合)	8	—
世帯の生計を維持するために就労してい た保護者が失業し、当該保護者又はその他 の保護者が速やかに就労することが必要 な世帯に属している	10	—
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所 内保育事業による保育を受けていた	5	—
保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師及 び調理員(いずれも直方市内の保育所、認 定こども園、幼稚園等での勤務のみ。また、 調理員については児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第	10	—

災害復旧	20	必要な期間
求職活動(起業の準備を含む)を継続的に 行っている(求職活動が確認できる書類添 付の人)	5	3ヶ月
就学している(就労にむけての就学に限 る。)	8	就学が終了 する月の末 日まで
子ども・子育て支援法施行規則第1条第8項 各号に該当	最優先	—
直方市要保護児童対策協議会において保 育の必要が認められると判断された場合 (この場合、48時間以上の就労要件を適用 しない。)		
調整点数(優先入所事由)	点数	
利用申込みをしている児童が障がいをも っている(集団保育が可能とされた障がい 児である場合)	8	—
世帯の生計を維持するために就労してい た保護者が失業し、当該保護者又はその他 の保護者が速やかに就労することが必要 な世帯に属している	10	—
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所 内保育事業による保育を受けていた	5	—
保育士、幼稚園教諭及び保育教諭(直方市 内での勤務のみ)	10	—

63号)の基準を満たすために必要な場合に 限る)					
ひとり親世帯である	6	—	ひとり親世帯である	6	—
保育を受けようとする保育所等が、兄弟姉妹が保育を受けている又は受けようとする保育所等と同一である	5	—	保育を受けようとする保育所等が、兄弟姉妹が保育を受けている又は受けようとする保育所等と同一である	5	—
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属している	5	—	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属している	5	—
※1父母それぞれの基準点数を合算し、さらに調整事項の点数を加えたものを合計点数とする。 ※2ひとり親の場合は、基準点に20点を加点する。 ※3入園と転園が競合した場合は、入園が優先となる ※4市内住民を優先とする(1日現在での住所地で判断する) ※5出産予定月とその前2月及び出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日。ただし、在籍の児童がいる場合、保育の連続性を考慮し、保育提供が終了する日の属する年度末まで。		—	※1父母それぞれの基準点数を合算し、さらに調整事項の点数を加えたものを合計点数とする。 ※2ひとり親の場合は、基準点に20点を加点する。 ※3入園と転園が競合した場合は、入園が優先となる ※4市内住民を優先とする(1日現在での住所地で判断する) ※5出産予定月とその前2月及び出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日。ただし、在籍の児童がいる場合、保育の連続性を考慮し、保育提供が終了する日の属する年度末まで。		—

議案第 20 号

直方市指定有形文化財への指定及び指定に関する諮問について

直方市指定有形文化財への指定及び指定に関する諮問について、別紙のとおり提案する。

令和6年12月17日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第2条第1項第20号の規定により提案するものである。

直方市指定有形文化財への指定について（案）

直方市が所有する「コッペル社製蒸気機関車」を下記のとおり直方市指定有形文化財に指定する。

なお、指定については、直方市文化財専門委員会の答申を経なければならない。

記

1. 名称及び数 コッペル社製貝島炭礦 32 号蒸気機関車
2. 所在地 直方市大字直方 692 番 4
3. 指定者又は管理者 指定者：直方市教育委員会
4. 種類 有形文化財（美術工芸品-歴史資料）
5. 指定の理由 貝島炭礦 32 号機関車は、貝島炭鉱専用鉄道において、石炭輸送に従事したドイツ製機関車である。我国に現存する数少ないコッペル社製機関車の中でも大型のものであり、日本の近代化を支えた筑豊炭田の石炭輸送の一翼を担った蒸気機関車として重要である。よって、直方市有形文化財に指定し保護を図ろうとするものである。

以上

直教文第〇号
令和 6 年 月 日

直方市文化財専門委員会
会長 榊 正澄 様

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司
(公印省略)

諮問書(案)

直方市文化財保護条例第 37 条の規定に基づき、下記の文化財について、直方市文化財への指定について諮問します

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 名称及び数 | コッペル社製貝島炭礦 32 号蒸気機関車 |
| 2. 所在地 | 直方市大字直方 692 番 4 |
| 3. 指定者又は管理者 | 指定者:直方市教育委員会 |
| 4. 種類 | 有形文化財(美術工芸品-歴史資料) |
| 5. 指定の理由 | 貝島炭礦 32 号機関車は、貝島炭鉱専用鉄道において、石炭輸送に従事したドイツ製機関車である。我国に現存する数少ないコッペル社製機関車の中でも大型のものであり、日本の近代化を支えた筑豊炭田の石炭輸送の一翼を担った蒸気機関車として重要である。よって、直方市有形文化財に指定し保護を図ろうとするものである。 |

以 上

コッペル社製貝島炭礦 32 号蒸気機関車

コッペル社製貝島炭礦 32 号蒸気機関車は、日本国内に現存する同社製蒸気機関車（少なくとも 17 両）のうち、最も大型の部類に属する。輸入年は 1925 年（大正 14 年）と、これらのうちもっとも新しい部類に属している。

形式は 50 トン 1C1 サイドタンクで、旧国鉄の C12 形蒸気機関車より少し小さい。スリピースのキャップ付き煙突、メリハリの利いた大きさのスチームドームとサンドドームを持ち、煙室扉中心がボイラー中心より少し下がったところに中心があること、比較的大型にもかかわらずメインロッドが第 3 動軸にかかることなどが、ドイツ製機関車の特徴を表している。キャップ付き煙突はパイプ煙突に改装され、単式コンプレッサーが左サイドタンクの前につけられているが、ほかに改変箇所はなく原形をよく保っている。貝島炭礦専用鉄道の貝島炭礦第六坑(現宮若市大字長井鶴)・旧国鉄宮田駅間の石炭輸送に従事し、1976 年（昭和 51 年）まで稼働した。

明治期から昭和初期にかけて、日本の石炭の約半数を産出し日本の近代化に大きく寄与した筑豊炭田において、地方財閥として重要な役割を果たした貝島炭礦の専用線で、石炭輸送の一翼を担った。また、上記のように大正期の現存する貴重な輸入機関車である。



コッペル社製貝島炭礦 32 号蒸気機関車

議案第 21 号

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会の委員の任命について

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会の委員の任命について、
別紙のとおり提案する。

令和 6 年 12 月 17 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 10 号の規定により提案するものである。

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会候補者名簿（案）

定数 12人以内

任期： 任命の日から事務が終了したときまで

選出区分	所 属	氏 名	備 考
学識経験を有する者	福岡教育大学	日高 和美	
直方市立学校の関係者	小学校校長会	下元 操	
直方市立学校の関係者	中学校校長会	大塚 泰信	
直方市立学校の関係者	福岡県教職員組合 直方鞍手支部	井上 洋一	支部長
直方市立学校の関係者	直方市PTA連合会	松莊 礼誠	副会長
直方市立学校の関係者	直方市PTA連合会	矢野 愛	副会長
幼児教育に関して 識見を有する者	植木こども園	池田 勇	直方市子ども・子育て会議 委員
地域の実情に 識見を有する者	直方市自治区公民館 連合会	金本 暁幸	副会長
地域の実情に 識見を有する者	直方市自治区公民館 連合会	仲野 照明	本部専門委員長
地域の実情に 識見を有する者	直方市自治区公民館 連合会	岸田 太吉	事務局長
地域の実情に 識見を有する者	直方市自治区公民館 連合会	上川 勝義	理事
関係行政機関の職員	直方市	池本 隆幸	防災・地域安全課長

1. 篠原 正之 議員（4番）一問一答

1. グローバル人材育成事業及び幼児への英語教育（英会話）のいち早い取組について

文・スポ、こども育成

2. 被災地の実情を踏まえ、今後の防災対策について

防災・地域安全課

2. 森本 裕次 議員（17番）一問一答

1. 直方市の文化向上に資する団体への支援について

文・スポ

2. 狭隘道路と空き家対策の進捗状況について

都市計画・用地管理

3. 直方・鞍手新産業団地の進捗状況と新たな工業団地について

商工観光課

3. 村田 明子 議員（12番）一問一答

1. 離婚後のこどもの養育について

子育て障害支援課

4. 那須 和也 議員（9番）一問一答

1. 食料自給率の向上の取組と今後の米不足の対策について

農業振興課

5. 宮園 祐美子 議員（1番）一問一答

1. いじめ対策について

学校教育課・総務課

2. 市営住宅について

建築管理課

6. 渡辺 和幸 議員（10番）一問一答

1. 会計年度任用職員「三年目公募」の撤廃について

人事課

2. 健康保険証の新規発行停止後（12月2日以降）の対応について

保険課

7. 矢野 富士雄 議員（13番）一問一答

1. カスタマーハラスメント等、ハラスメントについて

人事課・学校教育課

8. 安永 浩之 議員（18番）一問一答

1. 新幹線新駅の設置について

企画経営課・商工観光課

2. 多世代交流スペースここっちゃんの活用について

商工観光課

9. 野下 昭宣 議員（5番）一問一答

1. 市長の政治姿勢と都市像及び政策立案のプロセスについて

市長

2. 植木メカトロビジネスタウンの将来展望について（アドックス、旧筑豊高校跡地、旧コンピュータ・カレッジの活用について）

商工観光課

10. 草野 知一郎 議員（8番）一問一答

1. 直方市こども計画の策定について
2. 市内におけるこども食堂への支援について
3. ユメニティのおがたの改修工事について

教育委員会
保護援護課
文・スポ

11. 紫村 博之 議員（2番）一問一答

1. ネット・SNSなどから子どもたちを守る取組について

学校教育課

12. 高宮 誠 議員（11番）一問一答

1. 各法人（一般社団法人、NPO法人等）や団体等に対する本市の助成（補助金等）について

市民部

13. 澄田 和昭 議員（6番）一問一答

1. 直方市の不登校・ヤングケアラー等の実態と対策について

学校教育課・子育て障害支援

2. 山部スーパーマーケットASO跡地にお買物のできるスーパー等誘致について

商工観光課

直方市児童手当支払規則の一部を改正する規則

直方市児童手当支払規則（平成5年直方市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年12月18日」を「令和6年9月30日」に、「府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官」を「こ成環第264号こども家庭庁成育局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の直方市児童手当支払規則の規定は、令和6年10月1日から適用する。

直方市児童手当支払規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(事務処理) 第2条 児童手当の認定及び支給等に関する事務処理は、「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(<u>令和6年9月30日 付けこ成環第264号</u>こども家庭庁成育局長 通知)の規定によるものとする。	(事務処理) 第2条 児童手当の認定及び支給等に関する事務処理は、「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(<u>平成27年12月18日 付け府子本第430号</u>内閣府子ども・子育て本部統括官通知)の規定によるものとする。

第3期直方市子ども・子育て支援事業計画（案）について

1. 概要

平成24年度、質の高い幼児教育や保育の提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が制定され、市町村には、国が示す基本指針に即して5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。（本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画）

本市では平成27年度から5年を1期とする「直方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画における量の見込みおよび確保方策の評価、その他の支援策を第1期の評価として、待機児童の解消として保育士不足に対応した対策、児童虐待防止の充実、病児保育の実施などの施策を踏まえ、令和2年度からの「第2期直方市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今回、「第3期直方市子ども・子育て支援事業計画」については、「第2期直方市子ども・子育て支援事業計画」、第2期計画における量の見込みおよび確保方策の評価、その他の子育て支援施策の評価を実施し、子育て世代を社会全体で支える環境づくりを進めるとともに、変化し続ける社会に適応し、自立した社会生活を営んでいけるよう乳幼児期からの保育・教育の充実を目指すため、このたび、令和7年度からの5ヵ年を計画期間とした「第3期直方市子ども・子育て支援事業計画」（案）を策定しました。

2. 確認事項（変更点等）

別紙1

3. スケジュール

R5	11月9日～ 11月26日	第3期直方市子ども・子育て支援事業計画に向けたアンケート実施
R6	2月7日	子ども・子育て会議①（アンケート結果報告）
	8月27日	子ども・子育て会議②（支援事業計画（案）諮問）
	10月15日	支援事業計画（素案）を庁議へ 庁内意見聴取（10/16～25）
	10月28日	子ども・子育て会議③
	12月上旬	12月議会中に市議会議員に報告予定 （パブリックコメント実施の報告）
R7	1月1日	1月市報に掲載予定（1/6～2/5 パブリックコメント実施予定）
	1月6日～ 2月5日	パブリックコメント実施予定（約1か月間）
	2月上旬	結果及び対応一覧の作成
	2月中旬	子ども・子育て会議（パブリックコメント結果報告）・答申
	3月中旬頃	結果及び対応一覧公表（HP）

【子ども・子育て支援事業計画の変更点について】

① P1～P18

策定の背景及び趣旨

令和2年度からの振り返り。

数値は福岡県への報告した数値となっています。

令和6年度は3月末の数値となるので未記入です。

② P19～P45

最新の数値を国勢調査や福岡県のデータ、本市の資料を基に算出し、グラフや表にしています。

③P51

推計人口を算出しています。

④P53～P64 前回の計画からの変更点

[3] 3号認定について

第2期の計画では、1～2歳児で量の見込と確保内容を計画していたが、第3期計画では、1歳と2歳に分けました。

[5] 一時預かり事業①幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

第2期計画では「1号認定利用」「2号認定利用」となっていたが、県への報告と一致していないため「一時預かり（幼稚園在園児）」「預かり保育（私学助成）」に分けています。

[8] 利用者支援事業

第2期では「母子保健型」を実施していましたが、第3期では「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」「地域子育て相談機関」の4つの事業に分けています。

[11] 養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業

令和4年度改正児童福祉法施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業を追加しました。

⑤P66 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取り組み

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上や、幼稚園・保育所等と小学校等の円滑な接続の推進するため部会で協議を重ね、「乳幼児教育指針（仮称）」の策定を進めます。

「・保育所・認定こども園・幼稚園の安定的な経営を支援」を追加

子どもの数の推計から子どもの人数は今後も減少していくことが見込まれています。また、待機児童も解消されつつあり、今後は園の定員割れという新たな課題も考えられます。希望する園には、中小企業診断士等による専門的な経営の手法につ

いての講習や助言、直鞍ビジネス支援センターを活用し、安定的な園の運営を図ることができるよう支援することで、安心できる教育・保育の提供に努めます。

⑥P68～P69 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援施策

[3] こども家庭センターの設置 (追加)

本市は令和6年4月に子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」を設置しました。

「こども家庭センター」は、母子保健部門所管の「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉部門所管の「子ども家庭総合支援拠点」の機能は維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行うため新たに設置した機関です。母子保健部門と児童福祉部門が一体的に支援に取り組むことでより切れ目ない支援の体制・機能強化を図ります。令和4年度改正児童福祉法施行に伴い、令和6年4月から設置が努力義務となったため記載しました。

[5] 子育てに困難を感じる家庭への支援（子育て世帯訪問支援事業など）（追加）

ヤングケアラー等の支援ニーズが高い児童等がいる世帯に対し育児や家事等の援助を行う支援員（訪問支援員）を派遣し対象世帯への支援を進めます。令和4年度改正児童福祉法施行に伴い追加しました。

[6] こどもや若者、子育て当事者等への意見聴取、反映 (追加)

令和5年4月1日こども基本法が施行され、第11条こども施策の策定、実施、評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが国及び地方公共団体に義務付けられたため記載しています。

[7] 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（追加）

0～2歳児の保育所等に通っていないこどもが利用対象者となっており、利用時間は補助基準上1人当たり「月10時間」を上限とされています。国は、令和7年度は子ども・子育て支援事業の1つとして、令和8年度からは法律に基づく給付制度とすることから記載しました。しかし、国はまだ第3期計画で乳児等通園支援事業の記載方法を定めていないため今回はこちらに記載しています。

⑦P71 障がい児施策の充実等

最新の国の方針に沿って、インクルージョン（障がい児の地域社会への参加・包容）の推進と医療的ケア児に対する支援を中心に記載しています。

⑧P72～P73 施設整備計画

大きく変更はありませんが、保育所・認定こども園の待機児童対策としての施設整備は、待機児童が今後いないことが想定されるため国の補助率の嵩上げを見込めないと考えています。

学童クラブについては、既存の施設や学校の空き教室を活用し建物の長寿命化のために修繕で対応します。

⑨P77～P89

アンケート結果を記載しています。

第3期直方市
子ども・子育て支援事業計画（案）

はじめに

令和 2 年新型コロナウイルス感染症の流行により、感染拡大防止のため「新しい生活様式」が提唱されました。「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が発出され、不要不急の外出や会食の自粛が求められました。保育・教育現場では、園児、保育者、保護者の安全を確保しつつ、子どもたちの学びや育ちをどう守るかという厳しい課題に直面しました。

こうした状況への対応のため、情報通信技術を活用したテレワーク・リモートワークの導入がなされ、これまでとは異なる働き方への取組みが急速に進んだほか、コロナ禍での急激な生活様式の変化により、生活習慣や健康面の配慮、就業・経済的な不安に強いストレスを感じた子育て家庭も多く、緊急時を含めたライフステージに応じた切れ目ない支援が求められました。

これまで国は、平成 15 年に「次世代育成支援対策支援法」を制定し、直方市では平成 16 年度に「直方市子どもすくすくプラン（直方市次世代育成支援行動計画）」を策定するとともに、平成 17 年度から 5 ヶ年を前期、平成 22 年度から 5 ヶ年を後期として、計画の推進を図ってまいりました。

平成 24 年には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が制定され、市町村には国が示す基本指針に即して 5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

直方市では、平成 27 年度からの「第 1 期直方市子ども・子育て支援事業計画」、次に令和 2 年度からの「第 2 期直方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できる環境づくりを進めてまいりました。

このたび、令和 7 年度からの 5 ヶ年を計画期間とした「第 3 期直方市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。策定にあたりましては、子育て世帯に対しておこなったアンケート調査や子育て支援関係機関に実施したヒアリング、子どもへのアンケート調査によって把握したニーズや意見をできる限り反映できるように努めました。

今後は本計画に基づき、子育て世代が子育てを楽しみ子育てに喜びを感じ、子どもと共に育つ家庭となるように社会全体で支える環境づくりを進めるとともに、変化し続ける社会に適応し、自立した社会生活を営んでいけるよう乳幼児期からの保育・教育の充実を目指します。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた直方市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

直方市長 大塚 進弘

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の性格と位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
5. 第2期計画の検証と評価	3
6. 第2期計画における量の見込みおよび確保方策の評価	3
7. 第2期計画におけるその他の子育て支援施策の評価	16
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状	20
1. 人口の推移	20
2. 出生の動向	23
3. 婚姻の動向	27
4. 人口動態	31
5. 世帯の動向	32
6. 就労状況	35
7. 児童関連施設の状況	38
第3章 計画の基本方針	47
1. 計画の基本理念	47
2. 計画の基本的視点	48
第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策の概要	50
1. 教育・保育提供区域の設定	50
2. 子どもの数の推計	51
3. 教育・保育（1～3号）	52
4. 地域子ども・子育て支援事業	56

第5章	その他の子育て支援施策	66
1.	教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取り組み	66
2.	子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援施策	68
3.	障がい児施策の充実等	70
4.	労働者の職業生活と家庭生活の両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	71
5.	施設整備計画	72
第6章	計画の推進	75
1.	計画の進捗状況の把握	75
2.	計画推進に向けた関係機関の役割	75
3.	計画の周知	75
資料編		77
1.	直方市子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果と分析	77
2.	直方市子ども・子育て会議 設置条例	90
3.	直方市子ども・子育て会議 委員名簿	93
4.	直方市子ども・子育て会議 開催状況	94

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

日本の少子化は更に進行しており、令和5年の出生数（日本人）は72.7万人。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、1.20となっています。出生数は初めて80万人を割った令和4年をさらに下回り、合計特殊出生率は人口を維持するために必要な水準である2.07を大きく下回っています。合計特殊出生率、出生数ともに8年連続減少し統計開始以来最低の水準となり、少子化に歯止めがかからない状況です。

少子化の背景については、未婚化や晩婚化の進行等様々な要因が考えられ、コロナ禍以前から出生数は減少傾向であったものの、新型コロナウイルスの流行が婚姻や妊娠に少なからず影響を及ぼしたものと考えられます。また、社会情勢により食料品、日用品、ガス、ガソリン等の日常生活に必要な物価の高騰が続いていることに対する経済的不安や、結婚や家族に対する価値観が変容していることも要因として考えられます。

このような状況の中、令和5年4月1日、国はこども政策の司令塔として内閣府の外局に、こども家庭庁を創設しました。同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。また、全ての子どもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目的に「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）を策定しました。急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略「加速化プラン」も同日閣議決定し、「若い世代の所得向上に向けた取組」「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・子育ての推進」の3つの施策とそれを安定的に支える3.6兆円程度の財源の具体的な内容を提示しました。

本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とした「直方市子ども・子育て支援事業計画」を実行し、令和2年3月、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期直方市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。「自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり」を基本理念として、第2期の計画では保育所や認定こども園、学童クラブの施設整備を行いました。それに加えて、新型コロナウイルスや物価高騰の影響を受けている子育て世帯の副食費免除（令和4年9月から3月、令和5年度9月から3月、令和6年度4月から令和7年

3月)等の支援を行い、また、こども家庭センターの設置により相談支援体制をより強化しました。

子どもと保護者にこうした必要な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ないさまざまな施策を推進してきましたが、今後、家庭環境はさらに多様化し、子育て世代のニーズも変化していきます。

以上を踏まえ、今後とも変化していくニーズを的確に捉え、一人一人の子どもが健やかに育ち、保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を目指して本計画を策定します。

2. 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定するものです。

また、本計画は「第6次直方市総合計画」(令和3年4月～令和13年3月)を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定しています。

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。計画の最終年度である令和10年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

4. 計画の策定体制

1 ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、就学前のお子さんがある家庭と、小学生がいる家庭に対してニーズ調査を実施し、実際に子育てをされている方の就労状況や子育て環境、相談の状況等をお聞きしました。

2 子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「直方市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

5. 第2期計画の検証と評価

第3期計画策定にあたり、各事業の課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な子ども・子育て支援の推進を図るために、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とした「第2期直方市子ども・子育て支援事業計画」について、検証と評価を行いました。

その結果を考慮して、第3期計画を策定しました。

6. 第2期計画における量の見込みおよび確保方策の評価

1 教育・保育（1～3号）

【1】1号認定

対象：3～5歳児

区分：保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分

【第2期計画の見込みと実績】

※「他市町村の子ども」の人数を含む

（単位：人）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	563	648	638	618	614	610
	確保の内容	930	783	775	761	666	666
実績	量	621	691	656	614	642	
	確保の内容	1,090	783	775	751	648	

※ 令和2年度 幼稚園利用者 676人 認定こども園 15人 合計 691人
令和3年度 幼稚園利用者 641人 認定こども園 15人 合計 656人
令和4年度 幼稚園利用者 590人 認定こども園 24人 合計 614人
令和5年度 幼稚園利用者 503人 認定こども園 139人 合計 642人
令和6年度 幼稚園利用者 人 認定こども園 人 合計 人

1号認定については、私立幼稚園1園、新制度へ移行した私立幼稚園7園及び幼保連携型認定こども園1園での対応を計画しました。

令和元年に私立幼稚園1園が新制度に移行した後、令和2年度6園が新制度に移

行、令和５年度１園は幼保連携型認定こども園（定員３５人）に移行しました。また、令和４年度に１園（定員１５人）、令和５年度に３園（各定員１５人 合計４５人）が保育所から幼保連携型認定こども園へ移行しました。

定員を超える利用はなく、確保方策は満たされています。

第３期計画では、私立幼稚園７園と幼保連携型認定こども園６園で量の見込みと確保内容を算出します。

〔２〕 ２号認定

対象：３～５歳児

区分：①保育の必要性があるが、学校教育利用希望が高いもの

②保育の必要性があり、保育所の利用希望が高いもの

【第２期計画の見込みと実績】

※「他市町村の子ども」の人数を含む

（単位：人）

	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	950	1,011	994	994	994	994
	確保の内容	1,149	790	785	1,015	1,015	1,015
実績	量	825	1,011	994	751	1,029	
	確保の内容	762	790	785	755	1,105	

２号認定では、令和６年度実績で認定こども園６園、認可保育所９園の合計１５園で保育を行っています。量の実績については、令和元年度から令和３年度は確保の内容（定員）を上回る利用となり、令和２年度及び令和３年度は国の基準（１５園の総定員の１２０％）を超過していましたが、令和４年度からは定員を下回る利用となりました。

第３期計画では、児童の人口減少に対して、共働き世帯の増加等、保育需要の予測が難しい状況が続いているため、これまで以上に需要の動向について注意深く検証しつつ、量の見込みと確保内容を算出します。

〔3〕 3号認定

①0歳児

対象：0歳児

区分：保育の必要性あり

【第2期計画の見込みと実績】

※「他市町村の子ども」の人数を含む

(単位：人)

計画値	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	203	174	186	175	157	
実績	確保の内容	207	173	189	183	165	
	量	115	171	184	183	157	
実績	確保の内容	273	173	189	191	174	

3号認定（0歳児）については、

令和6年度実績で、認定こども園6園、認可保育所9園の合計15園で保育を行っています。確保の内容（定員）の実績は、いずれの年度も量の実績を上回っており、確保方策としては満たしていると言えます。しかし、依然として保育士不足の状態は続いており、今後も量を上回る保育の確保を継続していくためには、保育士の確保が重要な課題であると考えられます。

0歳児については保育士配置基準も厳しく、保育士不足の影響を受けやすい傾向にあります。また低年齢児から預けて働く保護者も増えています。第3期計画策定においては、0歳児の保育需要の動向について注意深く検証しつつ、量の見込みと確保内容を算出します。

②1～2歳児

対象：1～2歳児

区分：保育の必要性あり

【第2期計画の見込みと実績】

※「他市町村の子ども」の人数を含む

(単位：人)

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	496	521	504	501	505	
	確保の内容	499	516	512	521	532	
実績	量	537	509	499	524	521	
	確保の内容	425	516	512	546	531	

3号認定（1～2歳児）は、令和6年度実績で、認定こども園6園、認可保育所9園の合計15園で保育を行っています。確保の内容（定員）の実績は、いずれの年度も量の実績を上回っており、0歳児と同様に確保方策としては満たしていると言えます。

ただし、0歳児に次いで1～2歳児についても保育士配置基準が厳しく、保育士不足の影響を受けやすい傾向にあります。また、低年齢児から預けて働く保護者も増えています。第3期計画策定においては、1～2歳児についてもこれまで以上に需要の動向を注意深く検証し、量の見込みと確保内容を算出します。

2 地域子ども・子育て支援事業

〔1〕時間外保育事業（延長保育）

【第2期計画の見込みと実績】

（単位：人）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	530	476	528	528	554	554
	確保の内容	535	476	528	528	554	554
実績	量	260	476	528	573	522	
	確保の内容		476	528	573	522	

通常保育の前後に時間を延長して保育する時間外保育事業については、令和6年度実績で認定こども園6園と認可保育所9園の合計15園で実施しています。利用実績については令和2年度から利用者が増加しており、ニーズが高まっているものと考えられます。各園での受け入れがあったことで、保護者の就労形態の多様化や就業時間の増加等の保育ニーズに対応した事業の実施が行えました。

第3期計画では、利用実績を注意深く検証しつつ、量の見込みと確保内容を算出します。

〔2〕放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【第2期計画の見込と実績】

（単位：人）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	595	777	760	757	747	718
	確保の内容	600	760	760	760	760	760
実績	量	784	662	653	667	722	
	確保の内容	760	662	653	667	722	

※ 令和2年度 19 クラブ、感田学童クラブ環境整備、直方東学童クラブ環境整備
 令和3年度 20 クラブ、直方南学童クラブ環境整備
 令和4年度 20 クラブ、直方北学童クラブ環境整備、福地学童クラブ環境整備
 令和5年度 21 クラブ
 令和6年度 21 クラブ、植木学童クラブにおいて待機児童を対象とした夏季休業日のみ開所する学童クラブを実施予定だったが、入所希望者なしのため実施なし

令和2年度放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は19クラブで実施しています。実績値は各年度末の数値となっていますが、学童クラブの利用者数は年度当初に多い傾

向にあり、利用者数の増加に伴い待機児童も発生しました。より多くの児童の受け入れやコロナ禍の密を避けるため教室の移転や増設、支援の単位を増設することで受け入れ人数の拡充を行いました。

令和6年度における1年生の学童クラブ申込数は全児童の50%以上と年々増加しており、児童人口推計とニーズ調査の結果を踏まえ、第3期計画では小学校の余裕教室の活用に加え、保護者のニーズに合った学童の運営方法を考慮した提供体制の確保に努めます。

〔3〕子育て短期支援事業（ショートステイ）

【第2期計画の見込みと実績】

（単位：人日）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	3	7	7	7	7	
	確保の内容	30	30	30	30	30	
実績	量	36	15	33	86	139	
	確保の内容						

※令和2年度 利用児童実人数4人
 令和3年度 利用児童実人数5人
 令和4年度 利用児童実人数7人
 令和5年度 利用児童実人数9人

子育て短期支援事業は、保護者が病気、育児疲れ、出産、看護等で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、市が委託している児童養護施設（乳児院等）において一定期間養育・保護することで、その家庭への養育支援を行う事業で、近年は保護者のレスパイトケアとしての利用が増えています。令和5年度からは委託施設を1件増やし、学齢期のこどもも利用できるようにしました。

子育て短期支援事業については、現行の事業実施により対応できています。第3期計画では、より積極的に事業周知を図り、必要な時に保護者が安心して利用できるよう努めます。

〔4〕地域子育て支援拠点事業

【第2期計画の見込みと実績】

(単位：人回【1ヶ月当たり】)

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	137	88	87	85	83	81
	確保の内容	188	88	87	85	83	81
実績	量	211	87	78	94	184	
	確保の内容						

※年間利用者数の推移
 令和元年度 2,539 組 (4,916 人)
 令和2年度 1,053 組 (2,114 人)
 令和3年度 936 組 (1,819 人)
 令和4年度 1,133 組 (2,096 人)
 令和5年度 2,212 組 (4,202 人)

地域子育て支援拠点事業では、就学前の児童及びその保護者が集まり、遊びながら交流する広場や子育て情報の提供、子育てに関する相談を行っていて、直方市地域子育て支援センター（以下、「センター」という）の1ヶ所を実施しています。定員は設けていません。令和5年度から商店街の中へ場所を移転し、多世代交流の拠点として事業を開催しています。

令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者数は減少しましたが、令和5年4月に中心市街地に移転し、新しい取り組みが定着していくことにより、今後利用者数は増えていくと見込んでいます。

第3期計画では、子育てに関する不安を持った保護者等、さまざまな家庭の方により利用いただけるよう、引き続き市民への周知とともに、現在の環境を生かした事業等を取り入れながら、さらなる利用者の増加を図っていきます。

〔5〕一時預かり事業

①幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育・延長保育）

【第2期計画の見込みと実績】

（単位：人日）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	16,451	25,888	25,504	24,672	24,544	24,384
	1号認定利用		20,736	20,416	19,776	19,648	19,520
	2号認定利用		5,152	5,088	4,896	4,896	4,864
	確保の内容	16,451	25,888	25,504	24,672	24,544	24,384
実績	量	14,275	19,228	19,127	19,200	29,119	
	幼稚園型Ⅰ		19,228	19,127	19,200	29,119	
	確保の内容	14,275	19,228	19,127	19,200	29,119	

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、幼稚園の教育時間以外における保育を希望していて、かつ、就労等をしている保護者のニーズに応えるもので、教育時間の前後又は休業日に行われています。

幼稚園型Ⅰは、幼稚園や認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児に実施しており、令和6年度実績で幼稚園1園、幼保連携型認定こども園6園で行っています。私学助成は、満3歳以上の幼児を対象に市内幼稚園6園で実施しています。

第3期計画では、幼稚園7園と認定こども園6園で量の見込みと確保内容を算出します。

②保育所等での在園児対象型を除く一時預かり事業

【第2期計画の見込みと実績】

(単位：人日)

計画値	年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み		3,869	95	93	254	170	315
	確保の内容		4,080	336	332	323	319	315
実績	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	量	480	0 (0)	54 (54) 54	161 (1470))	129 (1476)	
		確保の内容						
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	量	29 (3,600)	1 (180)	0 (180)	0 (180)	0 (180)	
		確保の内容						
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	量	0	0	0	0	0	
		確保の内容						

※子育て援助活動支援事業の実績は、就学前児童の利用者数です。令和2年度より確保内容の算出方法の見直しをしているため、令和元年度と数値が異なります。

その他の一時預かり事業では、在園児対象型を除く一時預かり、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)について量の見込みと確保内容を算出していました。一時預かり事業は、保護者の疾病・入院等への対応や育児に伴う負担軽減等のための事業で、市内1園のみで実施しています。子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)就学前児童(0～5歳)は、地域で子育ての支援をするために「手助けしてほしい人(急な残業時の保育所等の送迎や急病のとき等)」と「お手伝いしたい人(子育てを終了した人や自分の子だけでなく、地域の子どもたちと関わりたいと思っている有償ボランティア)」が会員登録をし、子育てについての助け合いを行う事業で、ファミリー・サポート・センターのおがたで実施しています。子育て短期支援事業(トワイライトステイ)は、保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難となった場合やその他緊急の場合、その児童を保育所や児童養護施設等で保護し、生活指導や食事の提供等を行う事業です。

一時預かり事業は、量の見込みを大きく下回る利用者数でしたが、多様な保育ニーズ

に対応するためには必要な事業です。子育て援助活動支援事業は、新型コロナウイルス感染症の流行により利用を控える傾向がみられ、利用者数は量の見込みを大きく下回りました。見込みと実績数に乖離があったため、第3期計画では、これまでの利用実績も考慮しながら、改めてニーズ量を算出します。

また、一時預かり事業については、積極的に施設に働きかけを行い、提供体制の確保に努めます。子育て援助活動支援事業については、まかせて会員（「お手伝いしたい人」）とどっちも会員（「手助けしてほしい人」と「お手伝いしたい人」）の活動回数増加と会員数増加を目指し、さらなる周知とセンター機能の強化に努めていきます。

〔6〕病児・病後児保育事業

【第2期計画の見込みと実績】

（単位：人日）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,588	450	450	450	450	450
	確保の内容	1,800	1,500	1,500	1,500	1,500	
実績	量	359	183	248	256	492	
	確保の内容						

※令和元年度実績 メリーハウス 249 名・ひよこハウス 110 名
 令和2年度実績 メリーハウス 63 名・ひよこハウス 120 名
 令和3年度実績 メリーハウス 140 名・ひよこハウス 108 名
 令和4年度実績 メリーハウス 132 名・ひよこハウス 124 名
 令和5年度実績 メリーハウス 330 名・ひよこハウス 162 名

病児・病後児保育事業は、平成27年度から、鞍手乳児院（メリーハウス）を委託先として一市二町（直方市・鞍手町・小竹町）で共同実施、平成28年度からは宮若市も参加し、二市二町で実施しています。

直方市では、平成29年度6月から、市内小児科のあざかみこどもクリニック（ひよこハウス）でも病児保育を実施しました。病児・病後児保育事業の定員は メリーハウス9名／日、ひよこハウス3名／日）となりました。

現状では、病気回復期で集団保育が困難な時期の子どもの保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができているといえます。また、年々利用者数は増加しており、令和5年4月より福岡県病児保育利用料無償化が開始されたことにより、潜在的なニーズが利用につながっていることも想定されます。

第3期計画では、今後も潜在ニーズが利用につながっていく割合が増えることを想定し、改めて量の見込みと確保内容の算出を行います。また、積極的に事業周知を図り、

さらなる利用実績の増加につなげていきます。

〔7〕子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕）

【第2期計画の見込みと実績】

（単位：人日）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	18	95	93	93	90	87
	確保の内容	180	180	180	180	180	180
実績	量	110	9	0	0	18	
	確保の内容						

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについて、就学前児童（0～5歳児）は「一時預かり事業（子育て援助活動支援事業）」として算出しており、就学児分のみを見込みを算出しています。令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の流行により、利用が控えられました。

量の見込みと実績数に乖離があったため、第3期計画では、これまでの利用実績も考慮しながら改めてニーズ量を算出します。また、まかせて会員とどちらも会員の活動回数増加と会員数増加を目指し、さらなる周知とセンター機能の強化に努めていきます。

〔8〕利用者支援事業

【第2期計画の見込みと実績】

（単位：箇所）

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1	2
	確保の内容		1	1	1	1	2
実績	量	1	1	1	1	2	

平成27年度から、直方市子育て世代包括支援センターを設置、令和6年4月1日からは、こども家庭センターを設置し利用者支援事業を実施しています。母子健康手帳を交付する妊娠期から、親子の体と心の健康や育児についての相談に専門職が応じる体制ができています。

〔9〕妊婦健康診査

【第2期計画の見込みと実績】

(単位：人)

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	5,269	4,610	4,780	4,850	4,460	4,410
	確保の内容		4,610	4,780	4,850	4,460	4,410
実績	量	4,905	4,769	4,538	4,400	3,912	

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保するため、公費負担を14回実施しています。妊娠届出数が減少傾向にあり、それに伴い実績数も減少しています。

〔10〕乳児家庭全戸訪問事業

【第2期計画の見込みと実績】

(単位：人)

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	354	380	345	200	350	340
	確保の内容		380	345	200	350	340
実績	量	376	345	325	291	313	

生後4ヵ月までの乳児家庭を全戸訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付ける事業です。乳幼児数が減少しており、実績数も減少しています。

〔11〕 養育支援訪問事業

【第2期計画の見込みと実績】

(単位：人)

	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	140	620	372	155	590	580
	確保の内容		620	372	155	590	580
実績	量	318	3,973	2,610	1,610	214	

平成 26 年度までは、実数ベースで実績数を出していましたが、平成 27 年度移行は延べ件数ベースで実績数を出しています。

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。令和2年度より新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、訪問が実施できず、電話相談を複数回実施したことで実施数が大幅に増加しています。

7. 第2期計画におけるその他の子育て支援施策の評価

1. 産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

全国的に保育所等における待機児童が問題視されていましたが、本市においても特に令和3年度は申込数が利用定員を大きく上回り多くの待機児童が発生しました。そこで、保育所等の利用定員を増やした施設整備を実施し、児童の受け入れを強化しました。

また、保育士不足対策として令和元年度から実施している合同就職説明会や保育体制強化事業費補助金の活用を継続して実施し、さらに令和2年度からは直方市在住で奨学金を返済しながら市内の保育所等に勤務する保育士を対象に保育士奨学金返済支援事業を開始し保育士の就業継続、離職防止及び処遇改善に努めました。

2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策

〔1〕児童虐待防止対策の充実

直方市要保護児童対策地域協議会（平成18年度設置）を中心に児童虐待防止の早期発見、早期対応、及び予防のために児童や家庭に関わるそれぞれの機関との連携確保に努めてきました。毎月の実務者会議や個別のケース会議等において、児童福祉担当課をはじめとした庁内関係部署の実務者や弁護士、外部の関係機関として、児童相談所、警察署、小中学校、幼稚園、保育所等、障がい福祉サービス事業者、小児科医院、産婦人科医院、総合病院等といった機関の実務者と、直接顔を合わせるにより相談し合える関係づくりに努めています。

〔2〕母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

国も貧困対策の必要性を認識しており、「各種制度へのみなし寡婦控除の適用」や「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」等の措置を講じてきました。

当市においても、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療制度により経済的支援を行いながら、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業により、速やかに就業につながるように、職業資格取得の支援を行いました。

〔3〕子ども家庭総合拠点の設置

妊娠期からの切れ目のない子育て支援のための体制づくりとして子育て世代包括支援センター（平成27年度）を県内で最初に立ち上げ、保健師や助産師などの専門職が妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行いました。令和2年10月からは子ども家庭総合支援拠点を設置し新型コロナウイルス感染症等による社

会情勢の影響を受けやすく子育てに困難を感じる子育て家庭の相談に応じ適切な支援に繋げてきました。

令和5年4月から国は、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上のためにこども家庭庁を創設しました。こども家庭庁の施策に沿って、本市では令和6年度4月から子育て世代包括支援センター機能と子ども家庭総合支援拠点を統合し、直方市こども家庭センターを立ち上げました。支援を必要とする全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、切れ目なく漏れない支援を行うことを目指しています。

〔4〕親育ち支援

親育ちを応援することを目的として、1歳未満のこどもの保護者を対象に講座を実施しています。基本的な家庭教育(生活習慣やしつけなど)を行うための親の知識や意識、楽しく子育てするためのコツなど、親子の触れ合い遊びを通してわかりやすく伝えながら、子育て中の保護者の孤立感や不安感を解消するための支援に取り組みました。

今後も引き続き、子育て世代を対象とした講座を開催し、家庭教育について学ぶ機会を設定していきます。

〔5〕子育て世代の転入者支援

市外からの転入してくる子育て世代に、特定教育・保育施設や学童の入所について案内をしています。また、「子育てファミリーをサポートするのおがた子育てガイド」を発行し、積極的な情報発信に努めました。

3. 障がい児施策の充実等

障がいのある子どもの健やかな育成のためには、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目ない支援を提供する必要があります。

そのため、本市では定期的な発達支援会議を通じて各関係機関の課題と情報共有を行いました。具体的な施策として、障がいのある子と障がいのない子とともに育つために乳幼児期の支援である障がい児保育のための保育士等を配置する補助事業を実施しています。

また、早期に療育することによって二次的な不適應を予防するために、乳幼児期の健診における発達状況の確認、健診後のフォローを充実しました。

日常生活の自立支援や機能訓練である療育をすることが必要な児童に対応するために児童発達支援事業所の事業所数の充実を図りました。その結果、児童通所支援を受けることができる環境が改善されました。

一方、児童の発達は障がいのない子どもを含めた集団の中（インクルージョン）での育ちをできるだけ保障することが大切であることから、保育所等に所属する障がいのある子をどのように支援するかを検討するために、保育所等巡回相談事業を実施し

ました。

また、一人ひとりの子どもの育ちが小学校へと適切に引き継がれるように保育所が作成する保育所等指導要録や保護者が記入するサポートノートの作成支援に取り組みました。加えて学齢期においても療育支援が受けることができるように放課後等デイサービスの充実を図りました。

4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

〔1〕ワーク・ライフ・バランスの推進

〔2〕仕事と子育ての両立のための基盤整備

ワーク・ライフ・バランスの推進や仕事と子育ての両立のためには、企業側の取り組みも重要になります。雇用や男女共同参画に関する法令、各種ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方等、事業主が留意すべきことについて情報提供し、誰もが働きやすい労働条件の整備に努めます。

また、これまでも仕事と生活の両立に寄与すべく、下記の取り組みを実施してきました。今後も引き続きこのような取り組みを進め、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図ります。

5. 施設整備計画

〔1〕保育所園舎建替の支援

待機児童解消のために利用定員を増員し、保育施設の老朽化による建替等を令和4年度に1園、令和4～5年度に2園、令和6年度に1園実施しました。

〔2〕学童クラブ施設整備計画

待機児童の解消及び新型コロナウイルスの拡大防止のため令和2年度の東学童クラブの環境整備、感田学童クラブDを新設のための施設整備を実施しました。令和3年度感田学童クラブDを新設、直方南学童クラブの環境整備、令和4年度福地学童クラブの環境整備、直方北学童クラブC新設のための施設整備をし、令和5年度直方北学童クラブCを開所いたしました。

第2章

子ども・子育て家庭を 取り巻く現状

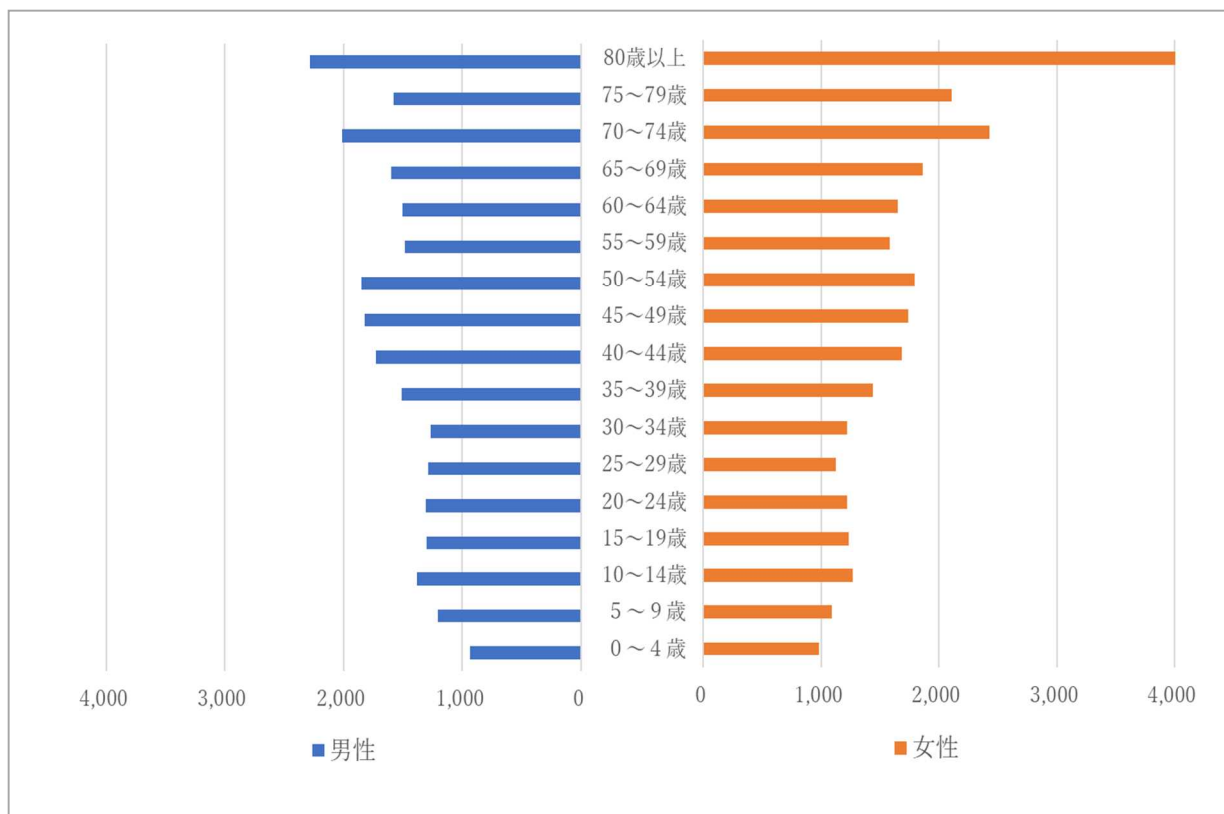
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移

〔1〕人口構造

本市の人口構造をみると、80歳以上の女性が最も多くなっています。

【人口構造】

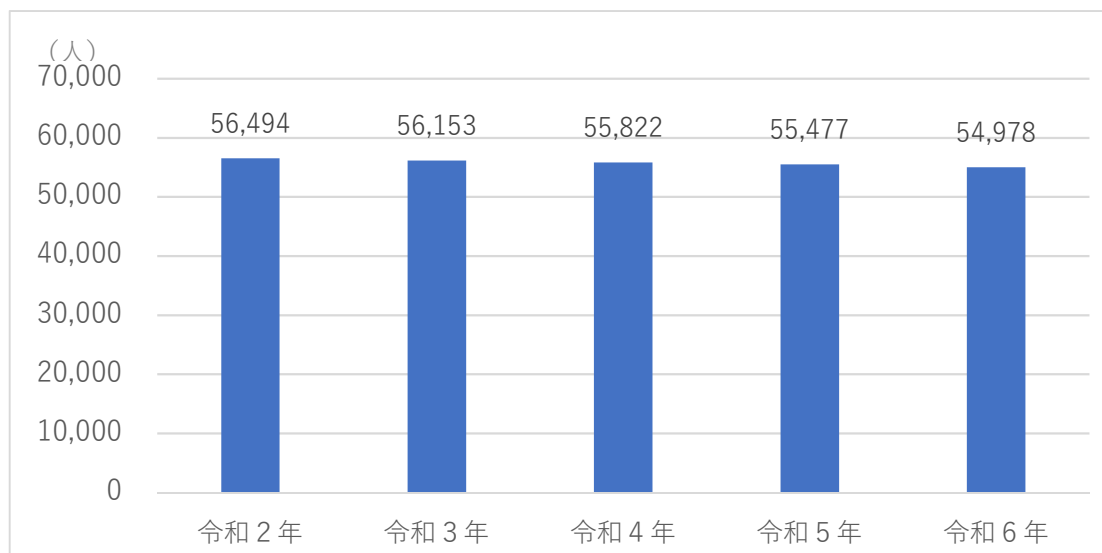


※資料：住民基本台帳（令和6年4月30日現在）

〔2〕 総人口の推移

本市の総人口は緩やかに減少を続けており、令和6年4月30日現在では54,978人となっています。

【総人口の推移】

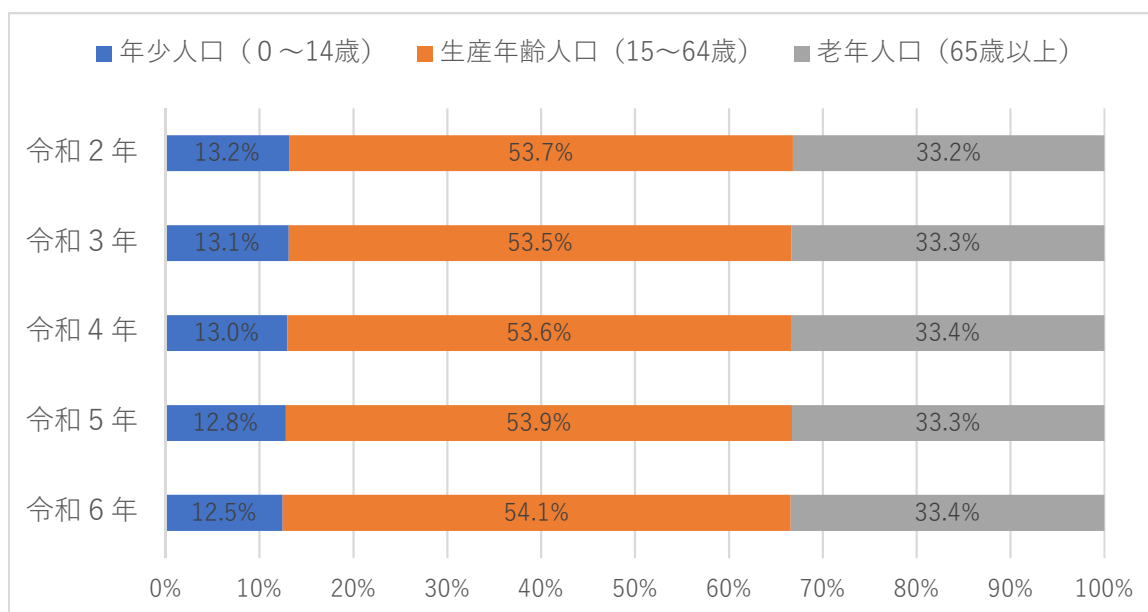


※資料：住民基本台帳（各年 4 月 30 日現在）

〔3〕 年齢 3 区分別人口

年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、老年人口（65 歳以上）は人数の増減に大きな変化はありませんが、各年で 3 割を超えています。

【年齢 3 区分別人口割合の推移】

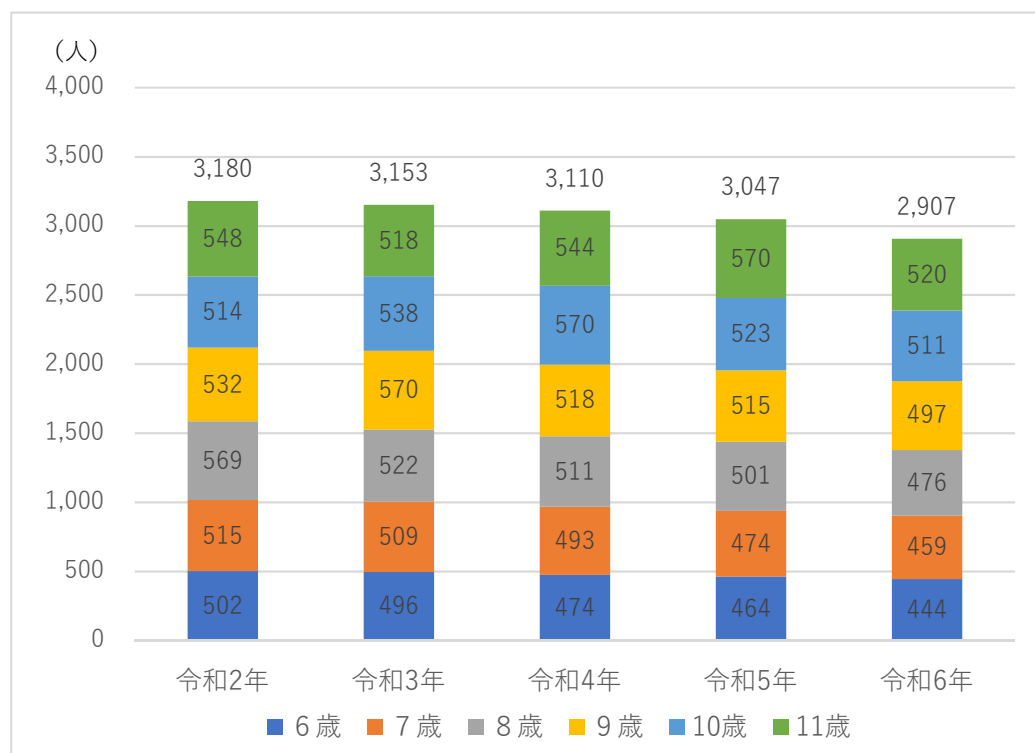
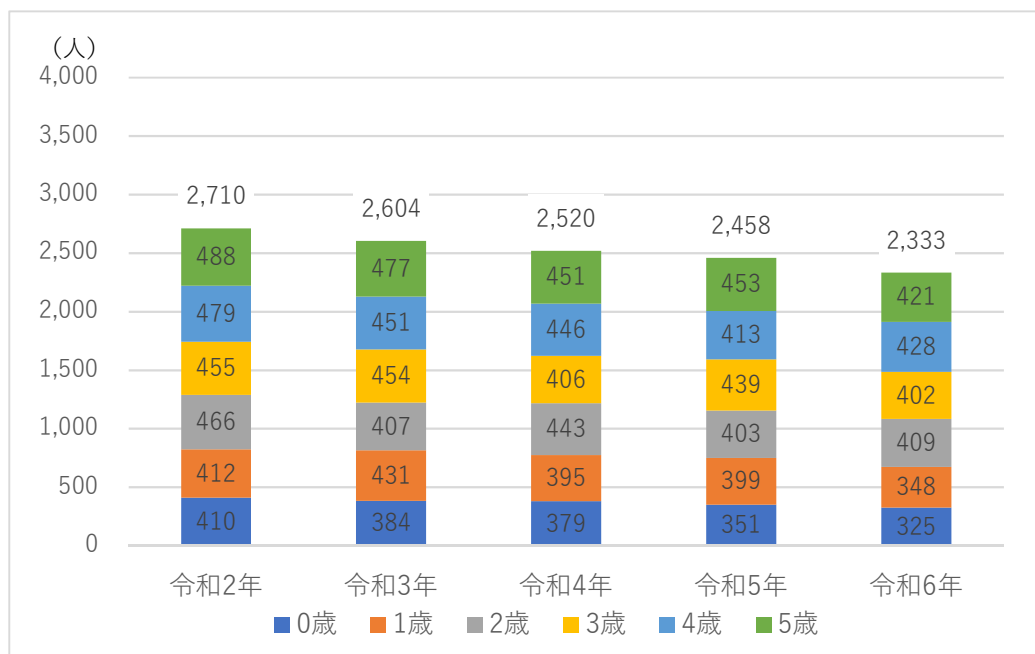


※資料：住民基本台帳（各年 4 月 30 日現在）

〔4〕 児童人口の推移

本市の児童人口の推移をみると、0～5 歳、6～11 歳ともに令和 2 年から毎年減少しています。

【児童人口の推移】



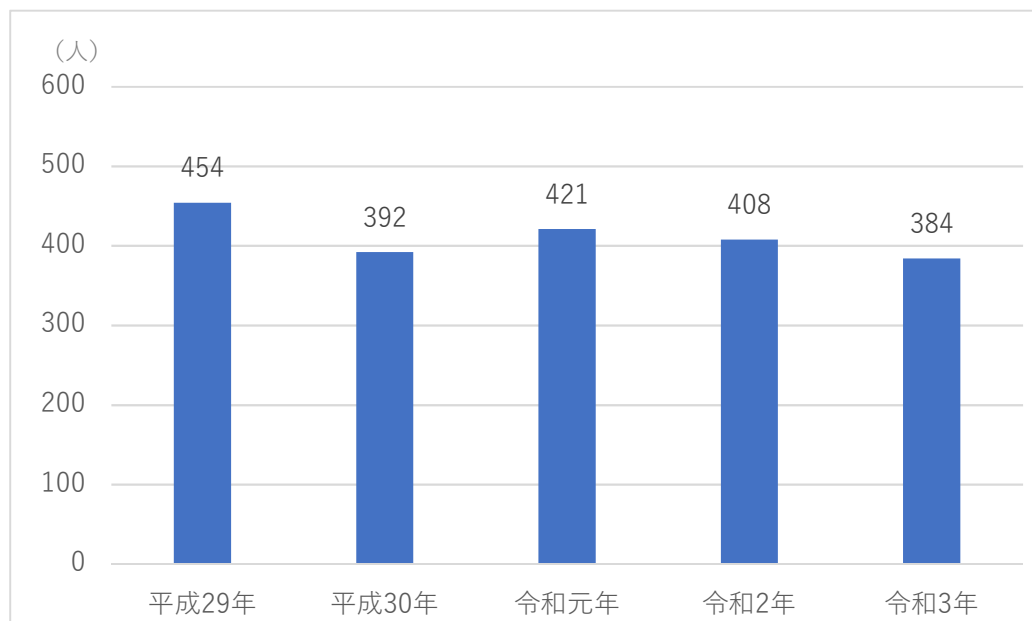
※資料：住民基本台帳（各年 4 月 30 日現在）

2. 出生の動向

〔1〕 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、平成 29 年以降減少傾向にあり、令和元年に微増するも、令和 3 年は 384 人でした。

【出生数の推移】

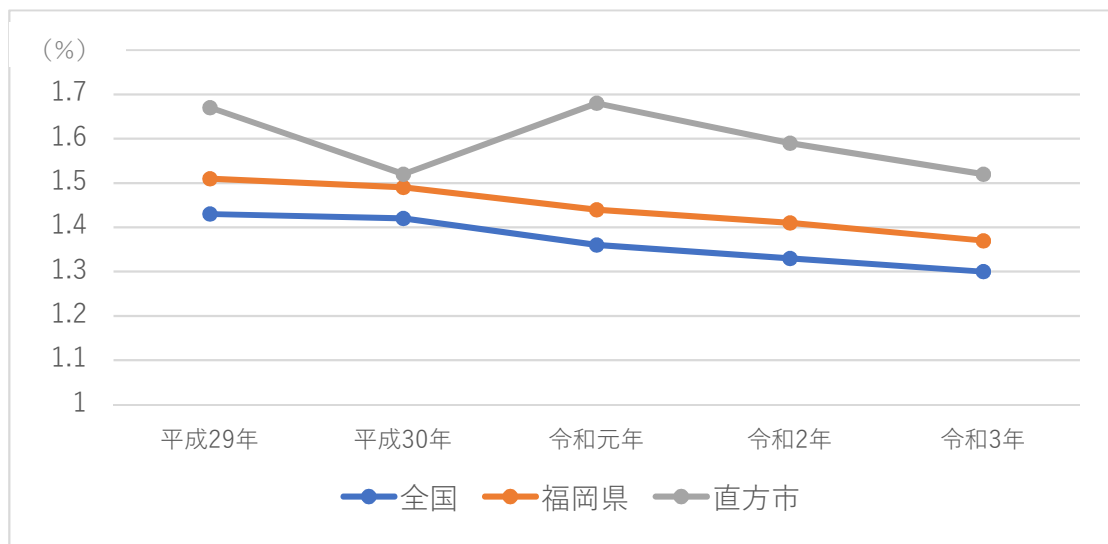


資料：人口動態調査

〔2〕合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、増減を繰り返しながらも全国・福岡県を上回って推移していますが、減少傾向にあります。

【合計特殊出生率の推移（国・福岡県との比較）】



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30
福岡県	1.51	1.49	1.44	1.41	1.37
直方市	1.67	1.52	1.68	1.59	1.52

資料：人口動態調査

※合計特殊出生率

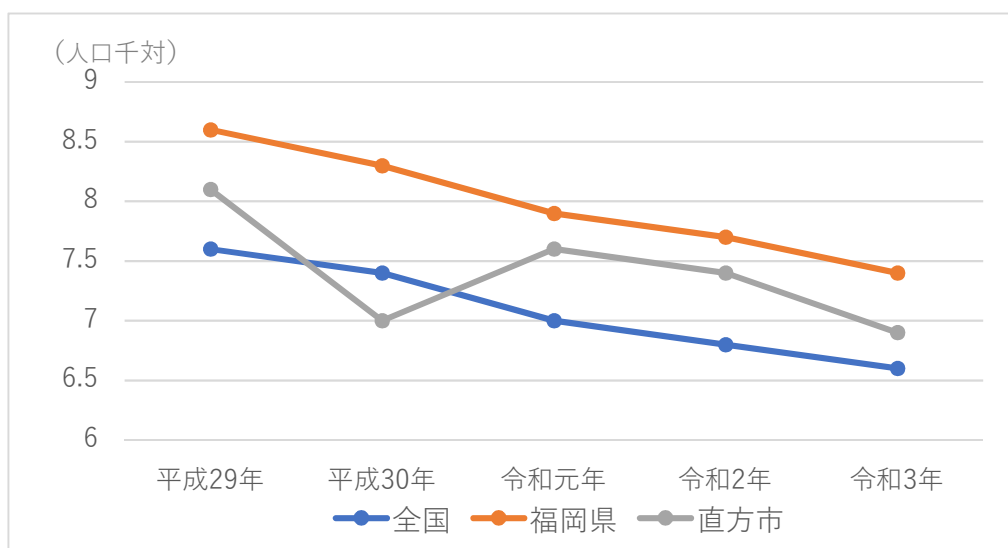
その年における、15～49歳の女性の出生率を合計したもの。

一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数を表す。合計特殊出生率が2を超えないと少子化が進むとされる。

〔3〕 出生率・死亡率の推移

本市の出生率は平成 30 年に全国の出生率を下回りましたが、令和元年度以降は全国を上回っています。全国・福岡県と比較すると、全国より高く、福岡県より少ない傾向にあります。全国・福岡県・本市いずれも年々減少傾向にあります。また、死亡率は全国・福岡県を上回っています。

【出生率の推移（国・福岡県との比較）】



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6
福岡県	8.6	8.3	7.9	7.7	7.4
直方市	8.1	7.0	7.6	7.4	6.9

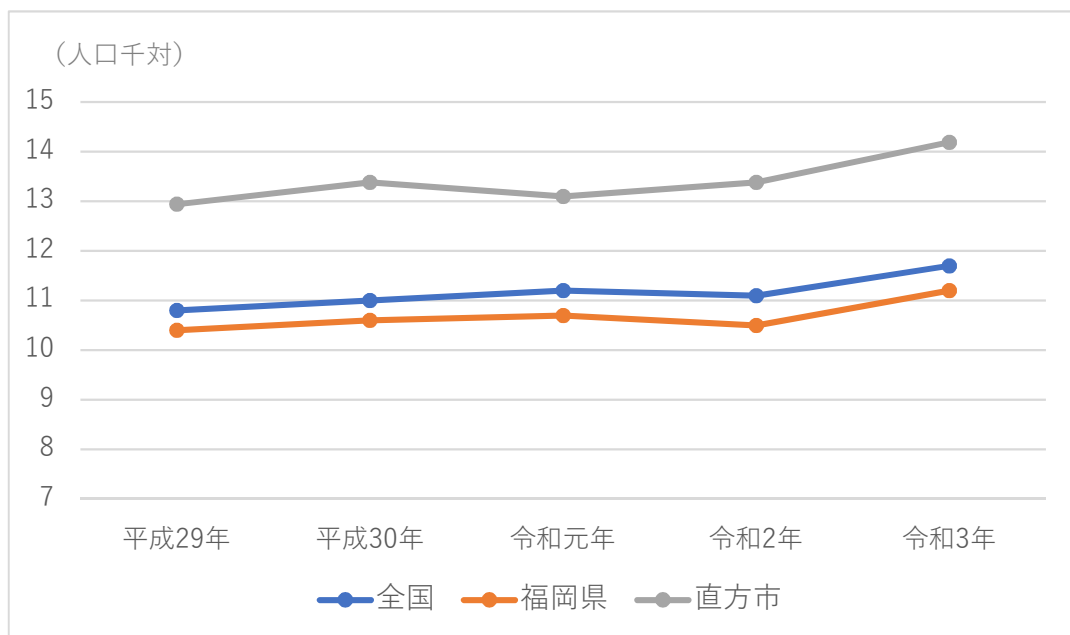
※資料：人口動態調査

※出生率

人口 1,000 人あたりの、1 年間の出生数の割合を示す。国の統計では 10 月 1 日現在の人口で算出する。

$(\text{年間出生数} \div \text{10 月 1 日現在の日本人人口}) \times 1,000$

【死亡率の推移（国・福岡県との比較）】



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	10.8	11.0	11.2	11.1	11.7
福岡県	10.4	10.6	10.7	10.5	11.2
直方市	12.9	13.4	13.1	13.4	14.2

※資料：人口動態調査

※死亡率

人口 1,000 人あたりの、1 年間の死亡数の割合を示す。国の統計では 10 月 1 日現在の人口で算出する。

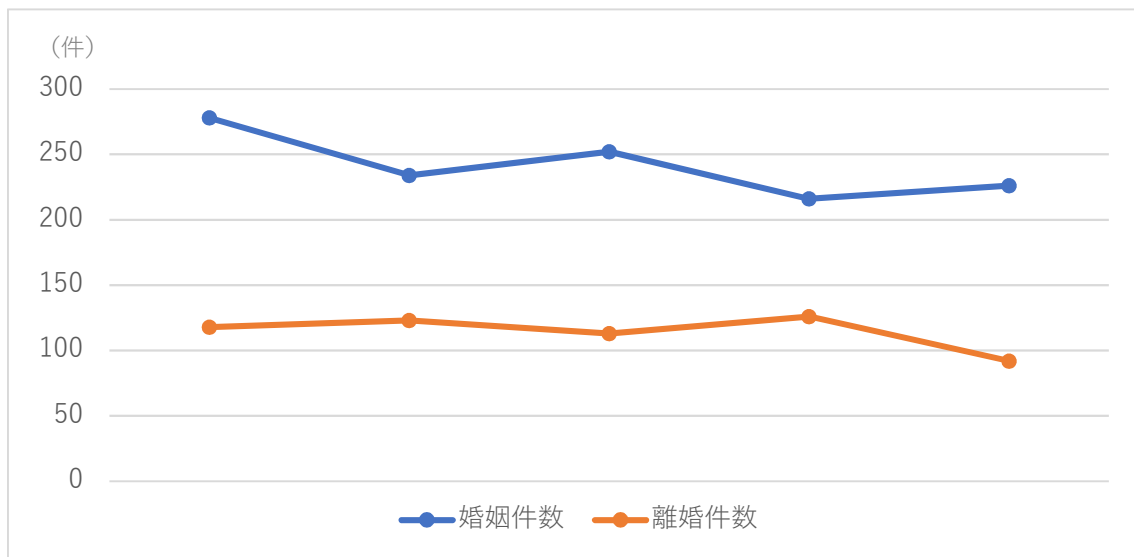
(年間死亡数 ÷ 10 月 1 日現在の日本人人口) × 1,000

3. 婚姻の動向

〔1〕婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成29年には278件ありましたが、令和3年は226件となっています。離婚件数は平成29年から令和2年までは110件～120件前後で推移していましたが、令和3年は100件を下り92件でした。

【婚姻件数・離婚件数の推移】



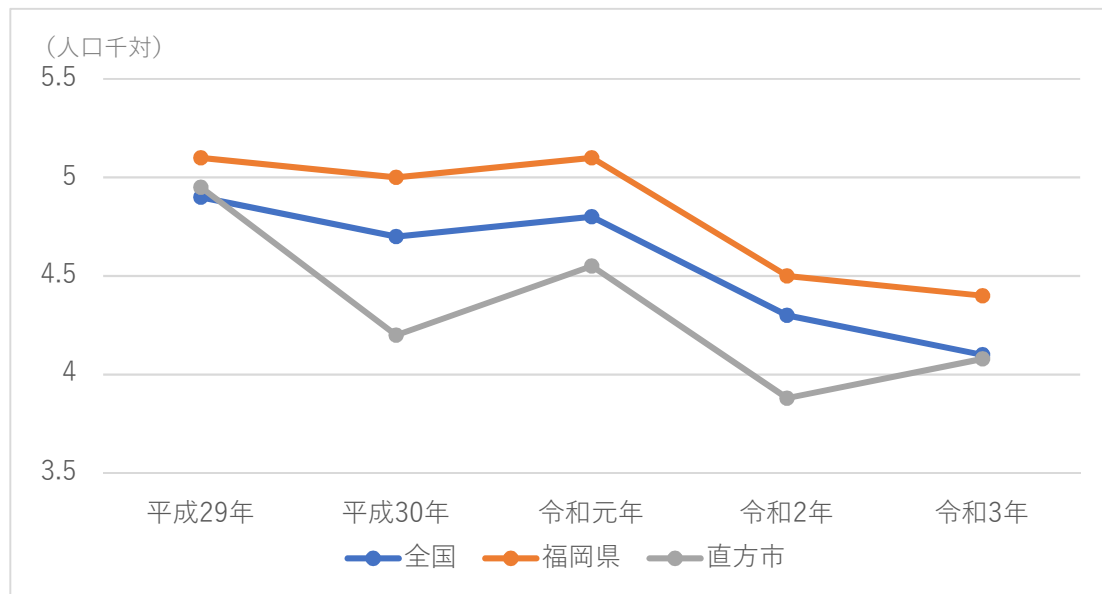
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
婚姻件数	278	234	252	216	226
離婚件数	118	123	113	126	92

※資料：人口動態調査

〔2〕 婚姻率の推移

婚姻率は、平成 29 年は全国を若干上回りました。平成 30 年から全国・福岡県より下回り、その後も上限はあるもののいずれも全国・福岡県を下回っていましたが、令和 3 年では全国と同率の 4.1 となっています。

【婚姻率の推移（国・福岡県との比較）】



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1
福岡県	5.1	5.0	5.1	4.5	4.4
直方市	5.0	4.2	4.6	3.9	4.1

※資料：人口動態調査

※婚姻率

人口 1,000 人あたりの、1 年間の結婚数の割合を示す。国の統計では 10 月 1 日現在の人口で算出する。

$(\text{年間婚姻数} \div \text{10 月 1 日現在の日本人人口}) \times 1,000$

〔3〕未婚率

本市の 15 歳以上の未婚率をみると、男性は 28.8%、女性は 20.5%と、男性の未婚の割合が高くなっています。

福岡県と比較すると、本市の未婚率は男女共に福岡県より低い水準で推移していますが、男性は平成 22 年から平成 27 年まで増加し、令和 2 年は若干減少しています。女性はほぼ横ばいで推移しています。

【性別・年代別未婚率】

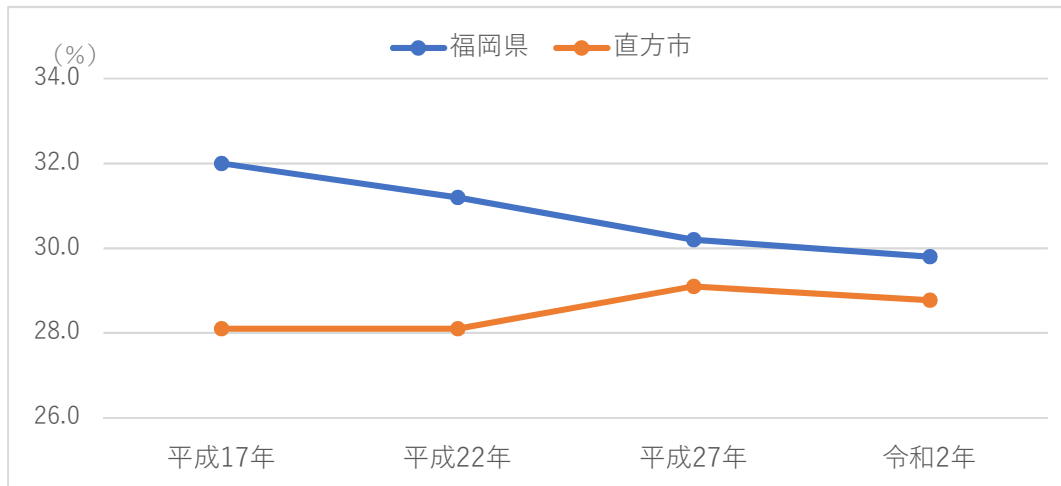
(単位：人)

	男性				女性			
	直方市			福岡県 未婚率	直方市			福岡県 未婚率
	総数	未婚実数	未婚率		総数	未婚実数	未婚率	
15歳以上総数	22,444	6,458	28.8%	29.8%	26,194	5,366	20.5%	24.2%
15～19歳	1,218	1,208	99.2%	98.7%	1,153	1,138	98.7%	98.9%
20～24歳	1,135	954	84.1%	86.1%	1,101	910	82.7%	85.4%
25～29歳	1,207	736	61.0%	61.5%	1,102	587	53.3%	57.9%
30～34歳	1,382	567	41.0%	40.8%	1,326	397	29.9%	34.8%
35～39歳	1,579	515	32.6%	30.2%	1,593	344	21.6%	24.3%
40～44歳	1,764	511	29.0%	25.6%	1,691	296	17.5%	20.4%
45～49歳	1,834	510	27.8%	23.9%	1,823	351	19.3%	18.5%

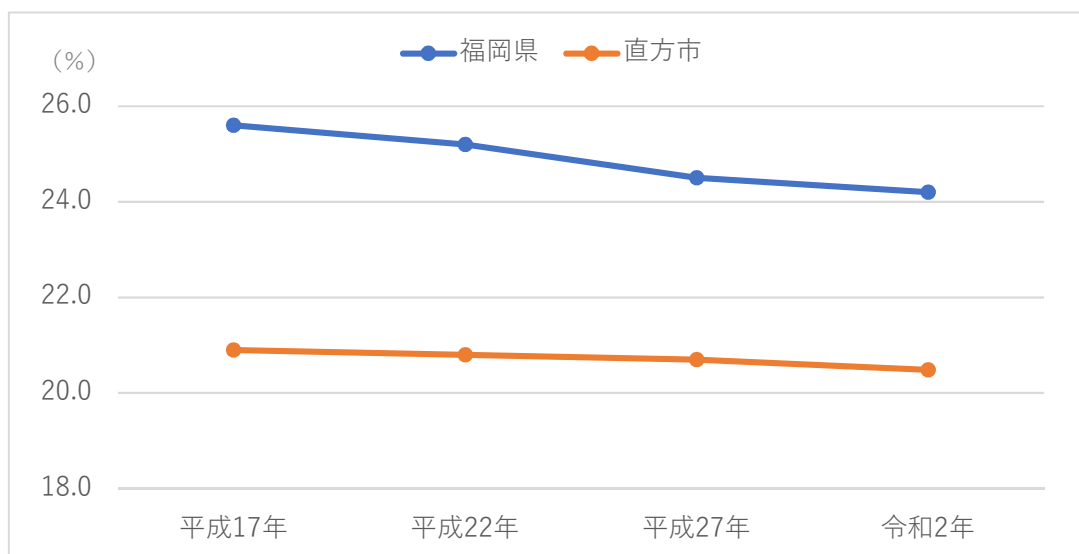
※資料：令和 2 年国勢調査

【性別（男女 15 歳以上総数）未婚率の推移（福岡県との比較）】

男性



女性



※資料：国勢調査

※未婚率
各年代の人口に占める未婚者の割合

4. 人口動態

〔1〕人口動態の推移

令和元～5年度にかけての人口動態の推移をみると、福岡県・本市共に人口は減少を続けています。自然増減の死亡数が出生数を上回っていることが総人口の減少の要因となっていることがわかります。

【人口動態の推移】

(単位：人)

		人口増減	自然増減		社会増減	
			出生	死亡	転入	転出
福岡県	令和元年度	-1,381	40,937	54,275	293,125	281,168
	令和2年度	-3,364	39,918	53,585	278,575	268,272
	令和3年度	-11,843	38,061	55,901	270,383	264,386
	令和4年度	-5,404	37,013	60,378	287,901	269,940
	令和5年度	-11,055	35,062	62,559	286,215	269,773
直方市	令和元年度	-237	436	756	2,321	2,238
	令和2年度	-270	404	724	2,081	2,031
	令和3年度	-324	389	785	2,190	2,118
	令和4年度	-364	372	860	2,185	2,061
	令和5年度	-373	362	897	2,308	2,146

※資料：福岡県の人口と世帯年報

〔2〕昼夜間人口比率

本市の令和2年現在の昼夜間人口比率は107.2%となっており、昼間は本市へ通勤通学のため、人が集まって来ていることがわかります。

【昼夜間人口比率】

(単位：人)

	昼間人口 (A)		常住人口 (B)	昼夜間人口比 (A/B)
		市外より通勤・通学		
福岡県	5,139,579	763,256	5,135,214	100.1%
直方市	60,237	14,645	56,212	107.2%

資料：令和2年国勢調査

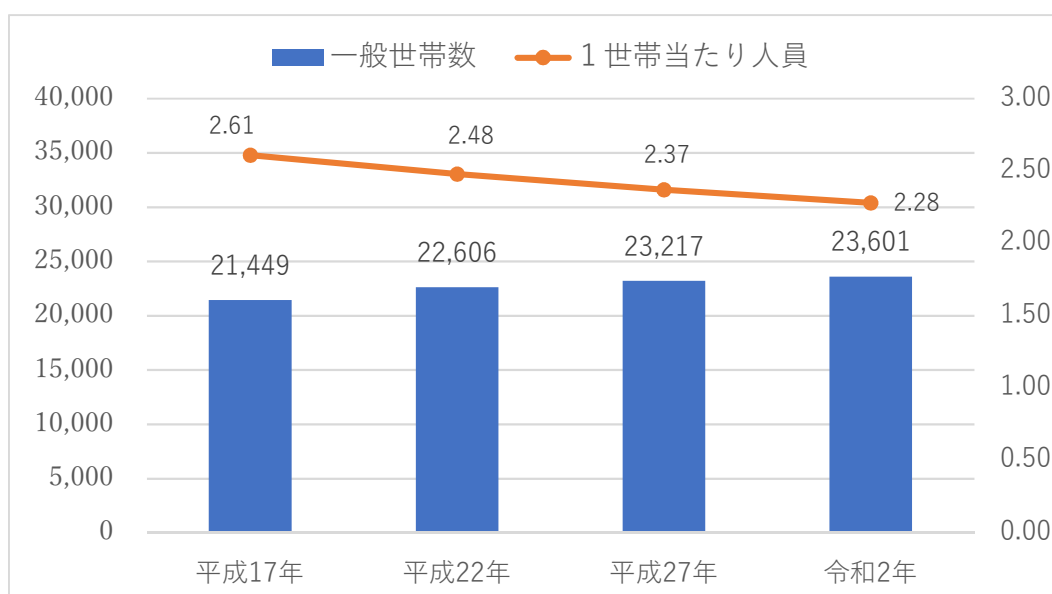
5. 世帯の動向

〔1〕一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

一般世帯数は、平成17年以降増加を続けていますが、1世帯当たりの人員は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

全国・福岡県では、一般世帯数は年々増加傾向にあります。一方、1世帯当たり人員は本市と同様に減少傾向にあることから、全国・福岡県においても核家族化の進行がうかがえます。

【一般世帯数・1世帯当たり人員の推移】



※資料：国勢調査

【一般世帯数・1世帯当たり人員の推移（国・福岡県との比較）】

（単位：世帯、人）

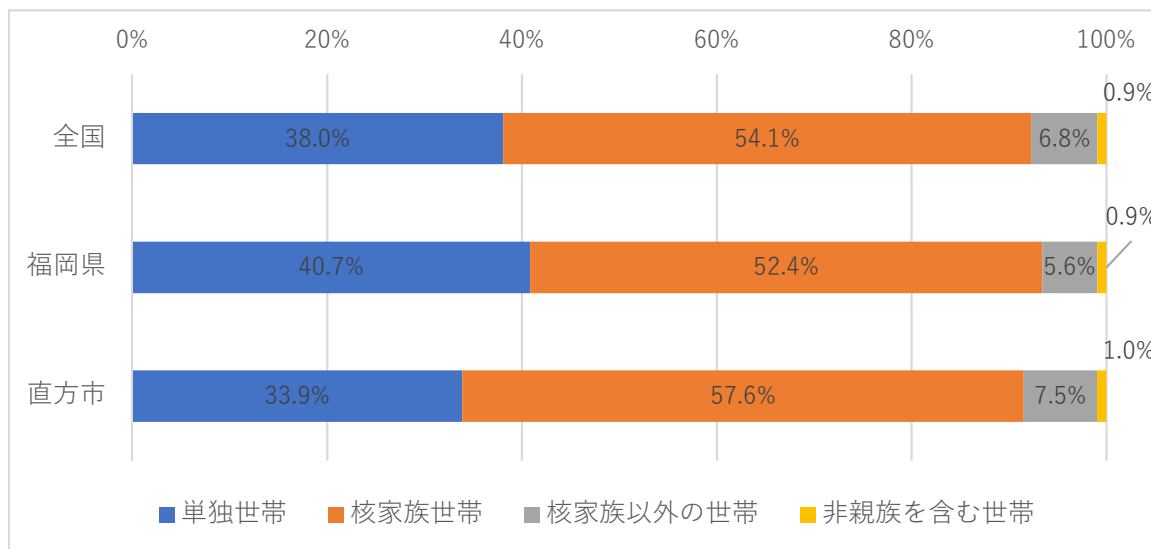
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	一般世帯数	49,062,530	51,842,307	53,331,797	55,704,949
	1世帯当たり人員	2.55	2.42	2.33	2.21
福岡県	一般世帯数	1,984,662	2,106,654	2,196,617	2,318,479
	1世帯当たり人員	2.47	2.35	2.26	2.15
直方市	一般世帯数	21,449	22,606	23,217	23,601
	1世帯当たり人員	2.61	2.48	2.37	2.28

※資料：国勢調査

〔2〕世帯構成

世帯構成では、全国、福岡県と比較し、核家族世帯が多く、単独世帯が少なくなっています。

【世帯構成（国・福岡県との比較）】



※資料：令和 2 年国勢調査

※端数調整のため、割合の合計が 100%にならない場合がある。

※世帯の家族類型「不詳」を除く。

〔3〕18 歳未満の児童のいる世帯数

本市の令和 2 年現在での一般世帯に占める 18 歳未満の児童のいる世帯数は 4,773 世帯となっています。また、その割合は全国・福岡県と比べて 1%未満の差となっています。

【一般世帯における 18 歳未満の児童のいる世帯数（国・福岡県との比較）】

（単位：世帯）

	一般世帯 (A)	18歳未満の児童のいる世帯数 (B)	(B) / (A)
全国	55,704,949	10,733,725	19.3%
福岡県	2,318,479	451,553	19.5%
直方市	23,601	4,773	20.2%

※資料：令和 2 年国勢調査

〔4〕 1世帯当たりの人員数

本市の1世帯当たりの人員数は2.29人で、福岡県内60市町村中第42位となっています。福岡県平均2.13人と比較すると、1世帯当たりの人員がやや多い地域であることがわかります。

※福岡県の人員数（世帯）は「2.13」、市部は「2.10」

【1世帯当たりの人員数】

（単位：人）

順位	自治体名	1世帯当たりの人員	順位	自治体名	1世帯当たりの人員	順位	自治体名	1世帯当たりの人員
1	大木町	2.73	37	粕屋町	2.34	49	中間市	2.24
2	久山町	2.69	38	豊前市	2.33	51	水巻町	2.20
3	筑前町	2.66		大野城市	2.33		糸田町	2.20
4	東峰村	2.62	40	春日市	2.32	53	大牟田市	2.19
5	みやま市	2.59		鞍手町	2.32	54	飯塚市	2.18
	大刀洗町	2.59	42	直方市	2.29		田川市	2.18
7	うきは市	2.58		宗像市	2.29	56	小竹町	2.14
8	八女市	2.57		太宰府市	2.29	57	川崎町	2.12
9	宇美町	2.56		嘉麻市	2.29	58	北九州市	2.09
	新宮町	2.56	46	久留米市	2.26	59	苅田町	2.06
・	・	・	47	香春町	2.25	60	福岡市	1.89
・	・	・		添田町	2.25			
・	・	・	49	行橋市	2.24			

※資料：※資料：令和5年福岡県の人口と世帯年報

〔5〕 母子世帯、父子世帯

福岡県と比較すると、一般世帯数に占める母子世帯及び父子世帯の構成比がともに高いことがわかります。

【母子・父子世帯の状況（福岡県との比較）】

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
福岡県	2,318,479	35,804	1.54%	3280	0.14%
直方市	23,601	481	2.04%	47	0.20%

※資料：令和2年国勢調査

6. 就労状況

〔1〕男女別就業率

令和 2 年現在の男女別就業率は、全国・福岡県と比較して、比較的就業率が低い地域であることがわかります。

【男女別就業率の状況（国・福岡県との比較）】

（単位：人）

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
全国	52,098,467	31,501,307	60.46%	56,160,102	26,141,918	46.5%
福岡県	2,003,480	1,191,022	59.45%	2,303,015	1,062,112	46.1%
直方市	22,444	11,415	50.86%	26,194	9,844	37.6%

※資料：令和 2 年国勢調査

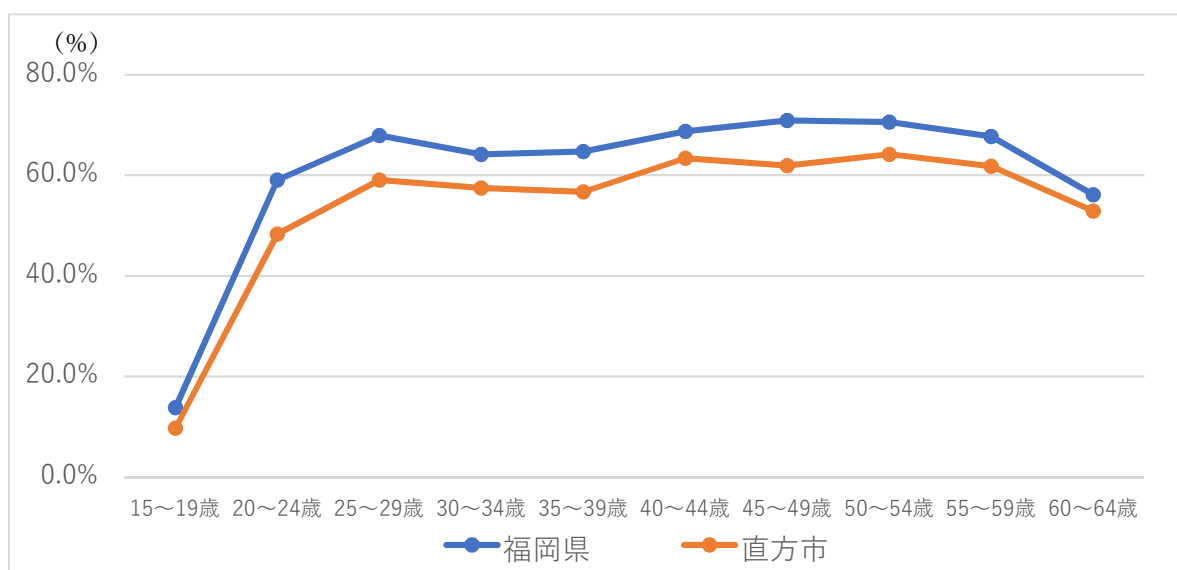
※就業率

15 歳以上の人口に占める就業者の割合。就業者は、従業員（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていながら病気等のため休んでいる者）を合わせたもの。就業率は 15 歳以上人口のうち、実際に労働力として活用されている割合を示す。

〔2〕女性の年齢別就業率

令和2年現在の女性の年齢別就業率をみると、概ね福岡県と同じような変化を見せており、20～24歳で上昇し、30～34歳でやや割合が低くなるものの40～44歳まで再び上昇します。また、就業率がやや低くなる30～34歳では、福岡県では6割を超えていますが、本市は6割を下回っています。いずれの年代区分においても福岡県の実業率を下回っています。

【女性の年齢別就業率（福岡県との比較）】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
福岡県	13.8%	59.1%	67.9%	64.2%	64.7%	68.7%	70.9%	70.6%	67.7%	56.1%
直方市	9.7%	48.3%	59.1%	57.5%	56.7%	63.4%	61.9%	64.2%	61.8%	52.9%

※資料：令和2年国勢調査

【女性の年齢別就業状況（福岡県との比較）】

（単位：人）

	福岡県			直方市		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上の総数	2,303,015	1,062,112	46.1%	26,194	9,844	37.6%
15～19歳	116,999	16,143	13.8%	1,153	112	9.7%
20～24歳	126,199	74,573	59.1%	1,101	532	48.3%
25～29歳	125,866	85,458	67.9%	1,102	651	59.1%
30～34歳	135,526	86,996	64.2%	1,326	762	57.5%
35～39歳	156,088	101,016	64.7%	1,593	903	56.7%
40～44歳	172,342	118,479	68.7%	1,691	1,072	63.4%
45～49歳	188,085	133,398	70.9%	1,823	1,129	61.9%
50～54歳	164,166	115,861	70.6%	1,628	1,045	64.2%
55～59歳	152,506	103,295	67.7%	1,602	990	61.8%
60～64歳	154,055	86,462	56.1%	1,848	978	52.9%

※資料：令和2年国勢調査

7. 児童関連施設の状況

〔1〕認可保育所・認定こども園の状況

市内の認可保育所 9 園、認定こども園 6 園となっています。

【認可保育所の状況】

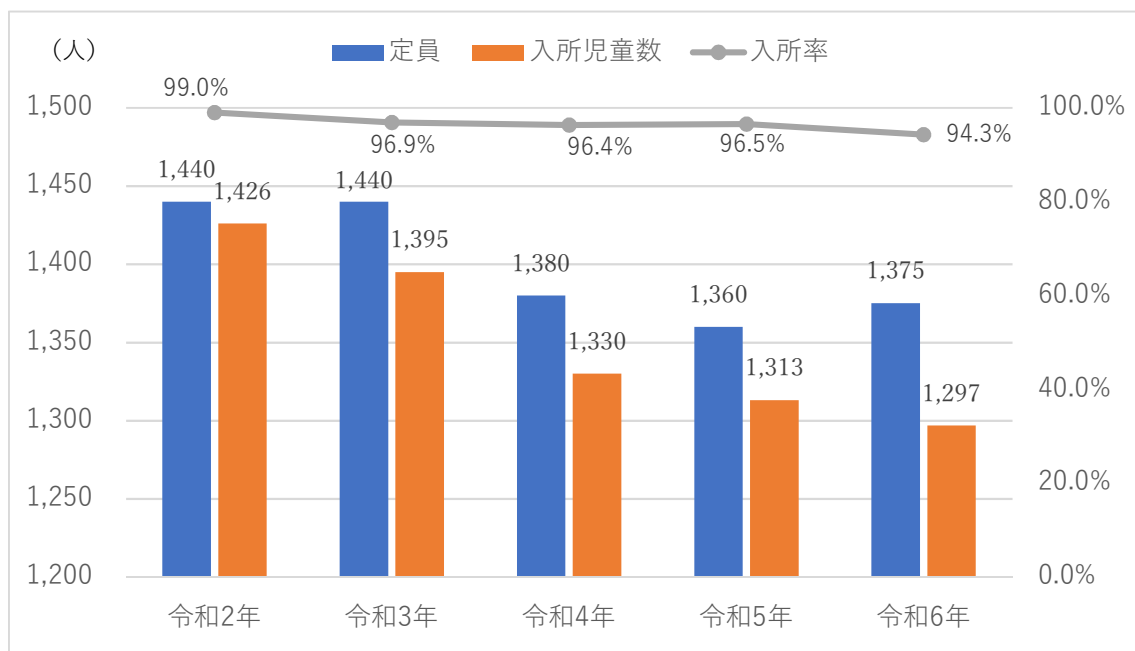
区分 (公立・私立)	名称	所在地	定員 (人)	開所時間 (延長含む)
私立	丸山保育園	直方市丸山町 2 番 4 7 号	90	7:00~19:00
私立	西徳寺保育園	直方市大字山部 5 4 2 番地 3	120	7:00~19:00
私立	萬福寺さくら保育園	直方市大字上頓野 1435 番地 1	120	7:00~19:00
私立	浄蓮寺保育園	直方市大字大字永満寺 1035 番地	70	7:00~19:00
私立	感田保育園	直方市大字感田 2651 番地 1	120	7:00~19:00
私立	若草保育園	直方市大字下境 3075 番地	120	7:00~19:00
私立	直方中央保育園	直方市知古 1 丁目 7 番 16 号	60	7:00~19:00
私立	ポッポ保育園	直方市大字頓野 2535 番地 44	100	7:00~19:00
私立	下境保育園	直方市大字下境 3990 番地 1	70	7:00~19:00

【幼保連携型認定こども園の状況】

区分 (公立・私立)	名称	所在地	定員 (人) 上段: 1 号 下段: 2・3 号	開所時間 (延長含む)
私立	おんがの	直方市大字感田 1539 番地	15 60	7:00~19:00
私立	新入ひまわりこども園	直方市大字上新入 2051 番地 1	15 145	7:00~19:00
私立	新生第一こども園	直方市大字感田 3179 番地 2	15 60	7:00~19:00
私立	新生第二こども園	直方市大字下新入 558 番地	15 75	7:00~19:00
私立	植木こども園	直方市大字植木 1099 番地	15 80	7:00~19:00
私立	とんの幼稚園	直方市大字頓野 2104 番地 5	35 85	7:00~18:30
計		認定こども園 1 号	110	
		認可保育所・認定こども園 2・3 号	1,375	

※資料：こども育成課（令和 6 年 4 月 1 日現在）

【認可保育所・認定こども園（保育）の入所定員・入所児童数・入所率の推移】



※資料：こども育成課（各年5月1日）

[2] 幼稚園の状況

市内の幼稚園は、私立 7 園となっています。

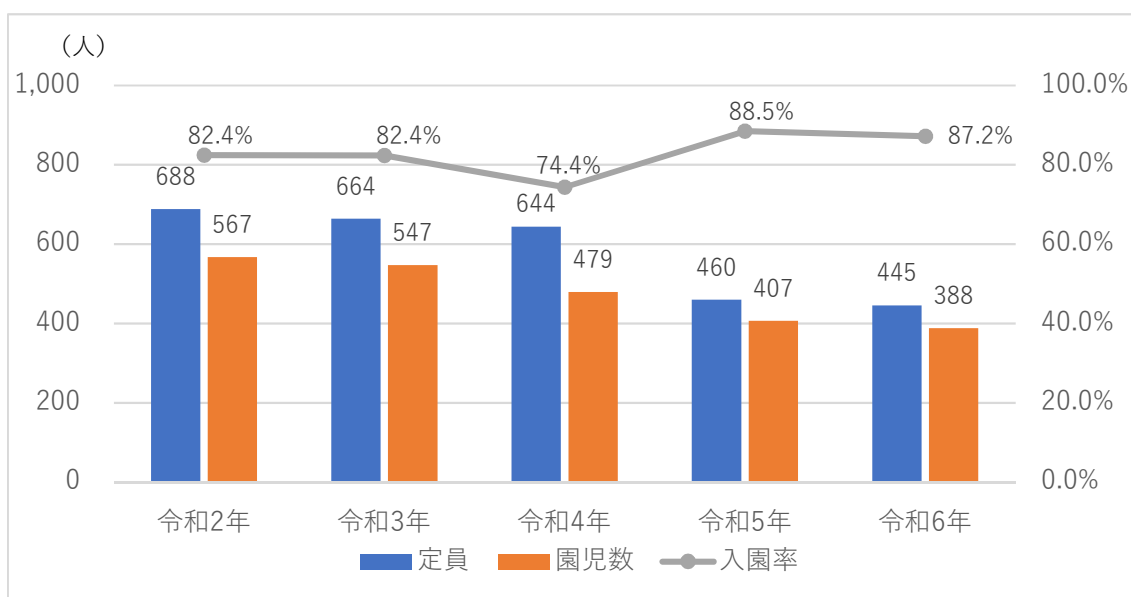
幼稚園の児童数の推移をみると、令和 2 年の 567 人をピークに年々減少しています。入園率については、概ね 70～80%台で推移しています。

【幼稚園の状況】

区分 (公立・私立)	名称	所在地	定員 (人)	開所時間 (預かり保育を含む)
私立	清光寺幼稚園	直方市大字中泉91番地	15	7:30～16:00
私立	下境幼稚園	直方市大字2134番地5	45	8:00～18:00
私立	大和幼稚園	直方市大字頓野3808番地1	180	8:00～18:00
私立	直方セントボール幼稚園	直方市大字感田3500番地2	35	7:40～18:00
私立	浄福寺幼稚園	直方市大字感田879番地	75	7:30～18:30
私立	新入幼稚園	直方市大字下新入1571番地2	35	8:30～18:30
私立	西徳寺幼稚園	直方市大字山部553番地1	60	7:30～18:00
計			445	

※資料：こども育成課（令和 6 年 4 月 1 日現在）

【幼稚園の定員・園児数・入園率の推移】



※資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

[3] 小学校・中学校の状況

市内の小学校は公立 11 校、中学校は公立 4 校となっています。

小学校、中学校の推移をみると、小学校は令和 2 年の 3,132 人から児童数は徐々に減少しています。中学校の生徒数は令和 3 年に児童数が 1,500 人を超え微増減を繰り返しています。

【小学校・中学校の状況】

	区分 (公立・私立)	名称	所在地	学級数	在校児童・生徒数 (人)
小学校	公立	直方南小学校	直方市新町3丁目3番55号	7	87
	公立	直方北小学校	直方市日吉町7番1号	15	333
	公立	直方西小学校	直方市大字山部666番地	8	117
	公立	新入小学校	直方市大字上新入2081番地	17	337
	公立	感田小学校	直方市大字感田1160番地	27	564
	公立	上頓野小学校	直方市大字上頓野2510番地	22	479
	公立	下境小学校	直方市大字下境1820番地	12	232
	公立	福地小学校	直方市大字永満寺2427番地	9	114
	公立	中泉小学校	直方市大字中泉848番地3	8	67
	公立	植木小学校	直方市大字植木3207番地	16	275
	公立	直方東小学校	直方市大字頓野2095番地1	13	256
	計			154	2,861
中学校	公立	直方第一中学校	直方市大字下境1892番地1	9	231
	公立	直方第二中学校	直方市大字頓野4082番地	22	694
	公立	直方第三中学校	直方市大字知古960番地	16	419
	公立	植木中学校	直方市大字植木261番地2	8	199
	計			55	1,543

※資料：学級編成資料（令和 6 年 5 月 1 日現在）

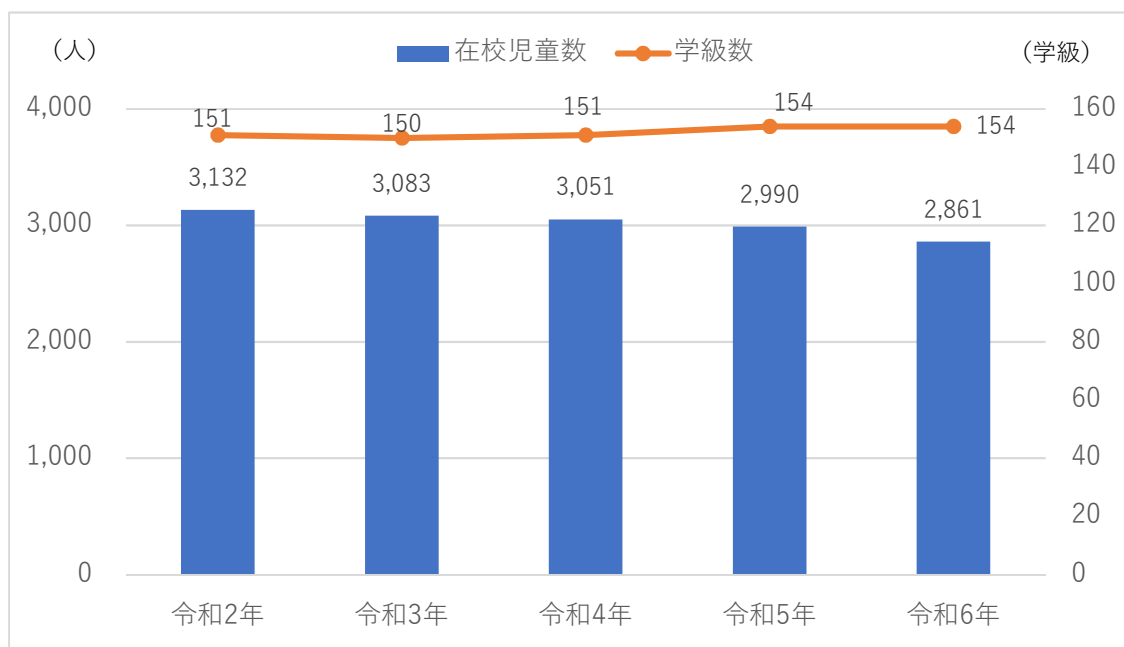
【小学校・中学校の児童数・生徒数、学級数等の推移】

(単位：人、学級)

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校 (11校)	学級数		151	150	151	154	154
		特別支援学級	32	33	36	40	42
	在校児童数		3,132	3,083	3,051	2,990	2,861
中学校 (4校)	学級数		49	50	53	53	55
		特別支援学級	9	9	11	12	14
	在校児童数		1,433	1,510	1,546	1,517	1,543

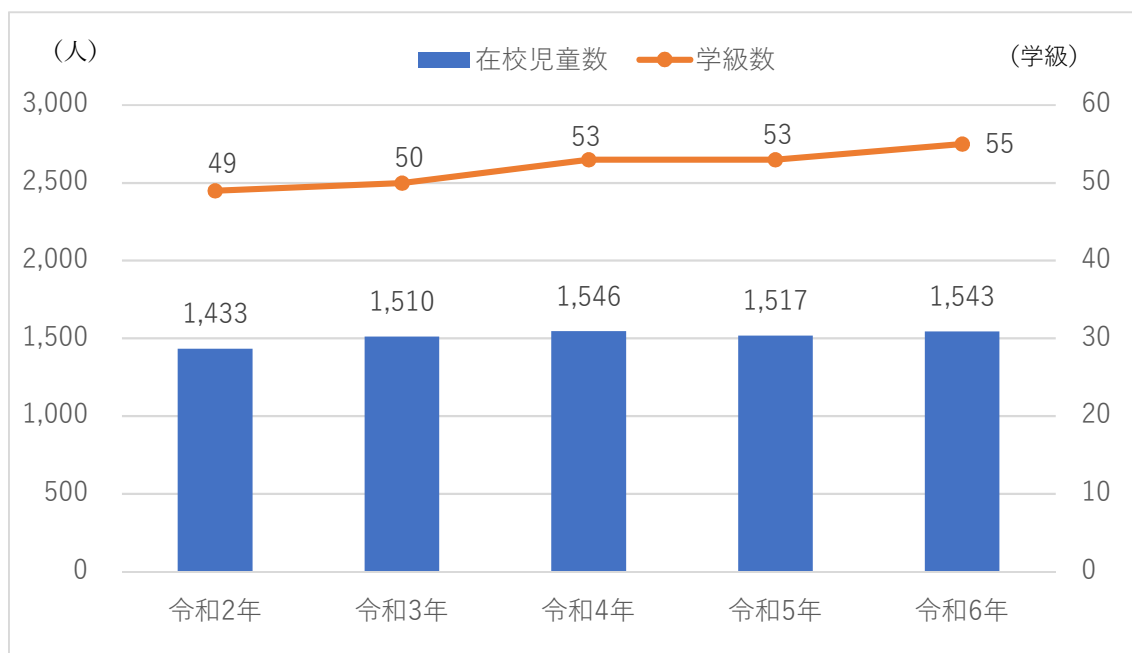
※資料：学級編成資料（各年5月1日現在）

【小学校の在校児童数の推移】



※資料：学級編成資料（各年5月1日現在）

【中学校の在校生徒数の推移】



※資料：学級編成資料（各年5月1日現在）

〔4〕学童クラブの状況

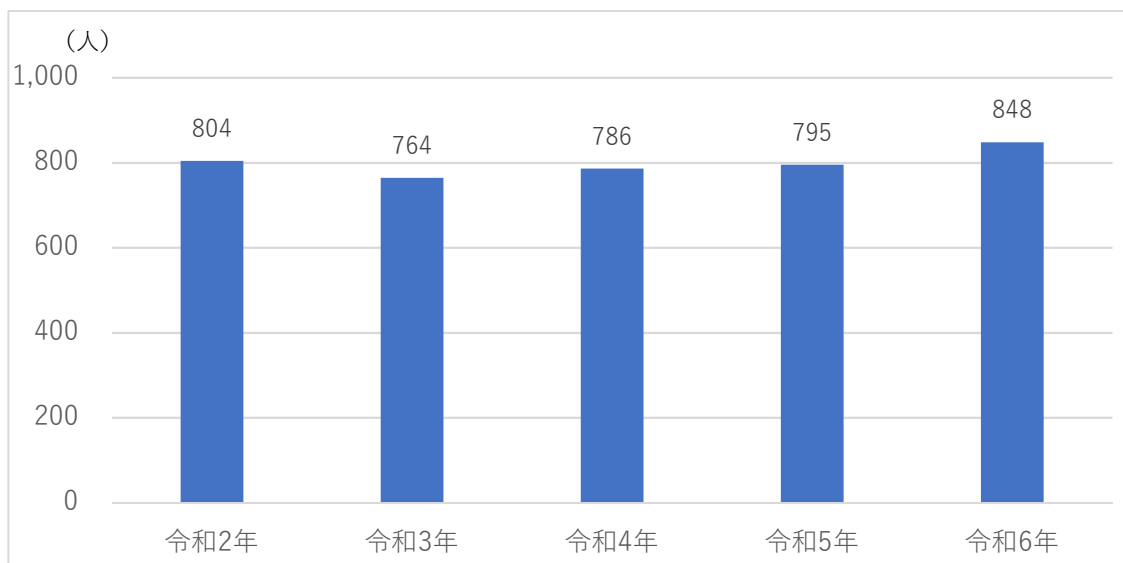
市内の学童クラブは公立 21 ヶ所となっています。

学童クラブ在籍児童数は増加しており、令和6年5月1日現在では848人となっています。

区分 (公立・私立)	名称	所在地	定員 (人)	開所時間 (延長含む)
公立	感田学童クラブA	直方市大字感田1160番地	40	7:30~19:00
公立	感田学童クラブB	直方市大字感田1160番地	40	7:30~19:00
公立	感田学童クラブC	直方市大字感田1160番地	40	7:30~19:00
公立	感田学童クラブD	直方市大字感田1160番地	40	7:30~19:00
公立	下境学童クラブA	直方市大字下境1820番地	40	7:30~19:00
公立	下境学童クラブB	直方市大字下境1820番地	40	7:30~19:00
公立	新入学童クラブA	直方市大字下境1820番地	40	7:30~19:00
公立	新入学童クラブB	直方市大字下境1820番地	40	7:30~19:00
公立	直方東学童クラブA	直方市大字頓野2095番地1	40	7:30~19:00
公立	直方東学童クラブB	直方市大字頓野2095番地1	40	7:30~19:00
公立	植木学童クラブA	直方市大字植木3207番地	40	7:30~19:00
公立	植木学童クラブB	直方市大字植木3207番地	40	7:30~19:00
公立	上頓野学童クラブA	直方市大字上頓野2510番地	40	7:30~19:00
公立	上頓野学童クラブB	直方市大字上頓野2510番地	40	7:30~19:00
公立	直方西学童クラブ	直方市大字山部666番地	40	7:30~19:00
公立	直方北学童クラブA	直方市日吉町7番1号	40	7:30~19:00
公立	直方北学童クラブB	直方市日吉町7番1号	40	7:30~19:00
公立	直方北学童クラブC	直方市日吉町7番1号	40	7:30~19:00
公立	中泉学童クラブ	直方市大字中泉848番地3	40	7:30~19:00
公立	福地学童クラブ	直方市大字永満寺2427番地	40	7:30~19:00
公立	直方南学童クラブ	直方市新町3丁目3番55号	40	7:30~19:00
計			840	

※資料：こども育成課（令和6年4月現在）

【学童クラブ在籍児童数の推移】



※資料：こども育成課（各年５月１日現在）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入所対象児童数	3,132	3,083	3,051	2,990	2,861
在籍児童数	804	764	786	795	848

第3章

計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

直方市民憲章には「明るく健全な家庭をきずき、青少年をすこやかに育てるまちをつくれます」とあります。

第1期及び第2期直方市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期・第2期計画」という。）ではこの直方市民憲章に則り「自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり」を基本理念として5年間の計画を推進してきました。

この基本理念は、

- ・平成14年度からの直方市児童健全育成計画
- ・平成17年度からの直方市子どもすくすくプラン
（直方市次世代育成支援行動計画）
- ・平成22年度からの同プラン後期計画

においても継承してきました。

そこで本計画においても、第1期・第2期計画に引き続き基本理念を「自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり」とし、直方市民憲章にある「広く大きな遠賀の流れと、高く秀でた福智の山々に親しみながら、ゆとりある豊かな心を育む」ことができるよう子ども・子育て支援新制度による各種施策を推進していきます。

計画の基本理念

自然が好き 人が好き
子どもたちの笑顔輝くまちづくり

2. 計画の基本的視点

計画を効率的に実効性のあるものとするため、本計画においては、令和2年度から令和6年度までの第2期計画の振り返りを行い、5年間の事業成果と現状の課題について明らかにしました。

また、第2期計画と同様に子育て世代に対してアンケート調査を行い、今後のニーズについての把握を行いました。

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行う必要があります。そこで、本計画では家庭における子育て、地域社会における子育て、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校等における子育てを基本的な視点としています。

直方市民憲章（昭和56年10月9日直方市告示第50号）

わたしたち直方市民は、遠い昔から広く大きな遠賀の流れと、高く秀でた福智の山々に親しみながら、ゆとりある豊かな心を育ててきました。

この郷土を愛するわたしたちは、市民みずからのまちづくりをめざして、次の約束を定めます。

- 一、明るく健全な家庭をきずき、青少年をすこやかに育てるまちをつくります。
 - 一、清潔で公害のない、健康と緑豊かなまちをつくります。
 - 一、人に迷惑をかけない、平和なまちをつくります。
 - 一、すべての人のしあわせをねがい、公共のものを大切にするまちをつくります。
 - 一、しごとに誇りと責任をもち、生産と文化の高いまちをつくります。
-

第4章

幼児期の教育・保育、 地域子ども・子育て支援 事業に係る量の見込みと 確保の方策の概要

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策の概要

1. 教育・保育提供区域の設定

〔1〕教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定されるものです。

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定しています。この教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を記載します。

〔2〕区域設定の考え方

本計画では、各区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各区域の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスを考慮し、市内全域を一つの圏域として設定します。

【圏域設定に関する国の考え方】

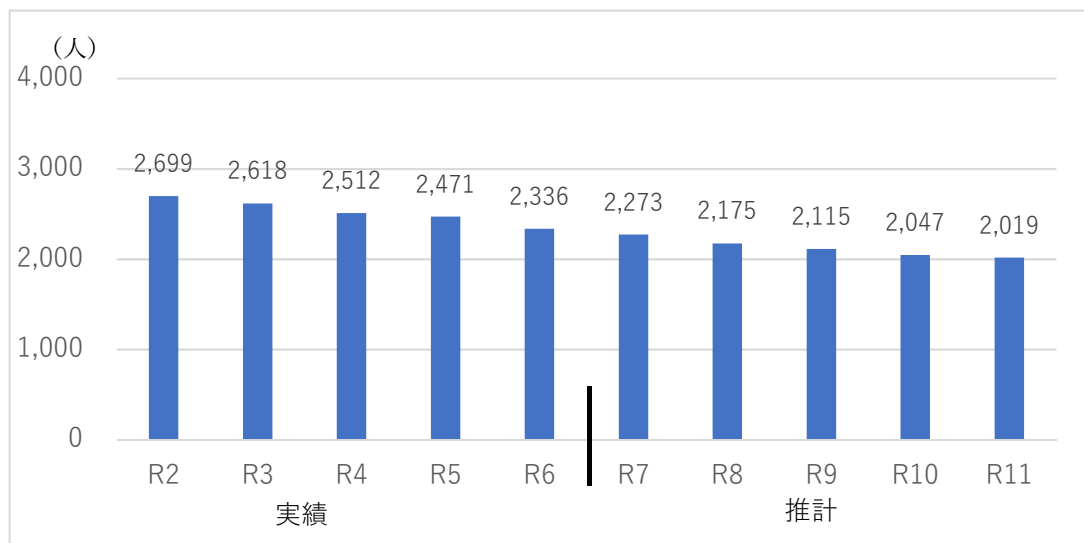
- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には実情に応じて区分または事業ごとに設定することができる。

2. 子どもの数の推計

〔1〕就学前児童（0～5歳）数の推計

令和6年度までの就学前児童数の推計結果は次の通りです。量の見込みの算出にあたっては、この推計結果を基に行っています。

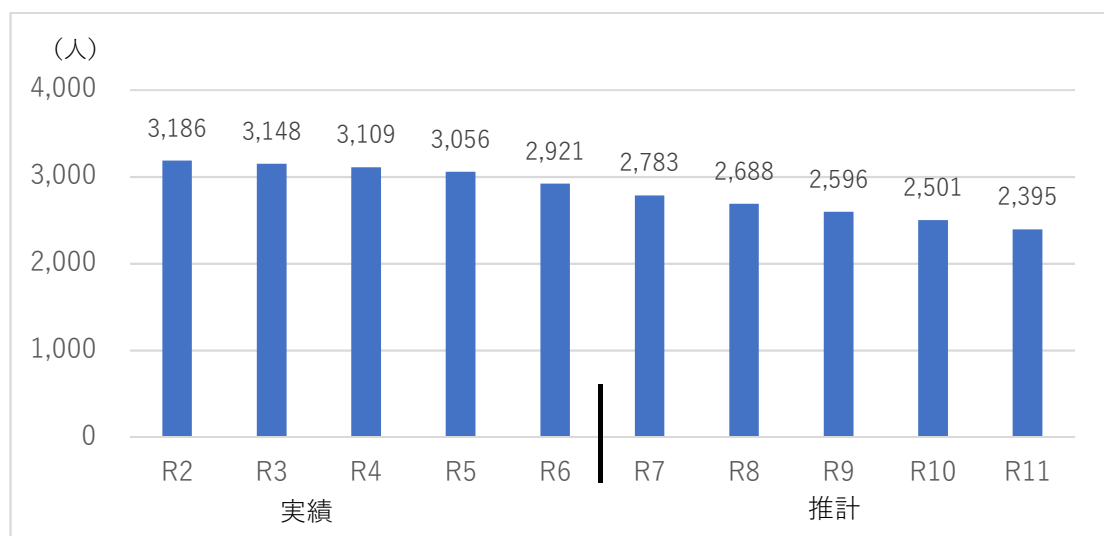
【就学前児童人口（0～5歳）の推移】



〔2〕小学生児童（6～11歳）数の推計

令和6年度までの小学生児童数の推計結果は次の通りです。

【小学生児童人口（6～11歳）の推移】



3. 教育・保育（1～3号）

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、また、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況や地域の実情を考慮し、認定区分ごとに必要定員数を定めます。認定区分は、次の通り1～3号の区分に分かれます。

また、設定した「量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設及び特定地域型保育事業による確保の内容、実施時期を定めます。

令和6年現在、市内には保育所が9園、幼稚園が7園、認定こども園が6園あります。特定地域型保育事業所にあたる事業所は市内にはありません。

【認定区分】

認定区分		給付の内容	教育・保育施設
1号認定	満3歳以上の就学前児童で 2号認定以外のもの	教育標準時間利用	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前児童で 保護者の労働または、疾病 その他の内閣府令で定める 事由により必要な保育をう けることが困難であるもの	保育短時間利用 保育標準時間利用	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の就学前児童で 保護者の労働または、疾病 その他の内閣府令で定める 事由により必要な保育をう けることが困難であるもの	保育短時間利用 保育標準時間利用	保育所 認定こども園 地域型保育事業

〔1〕 1号認定

対象：3～5歳児

区分：保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		625	598	582	563	555
②確保の内容		648	648	648	648	648
過不足(②－①)		23	50	66	85	93
量の確保方策	私立幼稚園7園及び認定こども園6園で対応していきます。					

〔2〕 2号認定

対象：3～5歳児

区分：①保育の必要性があるが学校教育利用希望が強いもの

②保育の必要性があり保育所の利用希望が高いもの

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,001	958	932	902	890
学校教育利用想定		327	313	304	295	291
保育所利用想定		674	645	628	607	599
②確保の内容		1,092	1,092	1,092	1,092	1,092
過不足(②－①)		91	134	160	190	202
量の確保方策	保育所9園と認定こども園6園、市内7幼稚園(一時預かり含む)で対応していきます。					

[3] 3号認定

①0歳

対象：0歳児

区分：保育の必要性あり

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		153	146	142	137	135
②確保の内容		176	176	176	176	176
過不足(②-①)		23	30	34	39	41
量の確保方策	認可保育所9園と認定こども園6園で対応していきます。					

②1歳

対象：1歳児

区分：保育の必要性あり

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		253	242	235	227	224
②確保の内容		241	241	241	241	241
過不足(②-①)		-12	-1	6	14	17
量の確保方策	認可保育所9園と認定こども園6園で対応していきます。					

③2歳

対象：2歳児

区分：保育の必要性あり

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		254	243	236	228	225
②確保の内容		291	291	291	291	291
過不足(②-①)		37	48	55	63	66
量の確保方策	認可保育所9園と認定こども園6園、市内1幼稚園(一時預かり幼稚園型Ⅱ)で対応していきます。					

[保育利用率の設定]

国の指針では、3歳未満の子ども全体に占める保育利用定員の割合の目標値を定めることとされています。本市における保育利用率は次のとおりです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満の人口推計	1,029人	1,010人	1,035人	1,023人	1,013人
3号認定の利用定員	621人	621人	621人	621人	621人
保育利用率	60.3%	61.5%	60.0%	60.7%	61.3%

4. 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用数）」を定めます。

また設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

〔1〕時間外保育事業（延長保育）

通常保育の前後に時間を延長して保育する事業です。

令和6年現在、市内の保育所及び認定こども園15園にて1時間延長（1園30分延長）を実施しています。

（単位：人）

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		508	486	473	458	452
②確保の内容		508	486	473	458	452
過不足（②－①）		0	0	0	0	0
量の確保方策	現状では、希望者全員対応可能です。引き続き実施していきます。					

〔2〕放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等のため、日中家庭にいない小学生に対し、授業の終了後及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うとともに仕事と子育ての両立支援を図ることを目的とした事業です。

令和6年現在、全小学校区で実施しています。

（単位：人）

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		734	740	747	754	761
②確保の内容		840	840	840	840	840
過不足（②－①）		104	100	93	86	79
量の確保方策	現状では、希望者全員対応可能です。引き続き実施していきます。年度当初の待機児童に対する確保方策として、夏休みのみ開所する学童を検討します。					

〔3〕子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由、出産、看護、事故、災害、失踪等の事由、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間（7日間以内）養育・保護する事業です。

令和6年現在、2ヶ所で実施しています。

（単位：人日）

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		185	202	218	235	252
②確保の内容		15,330	15,330	15,330	15,330	15,330
過不足（②－①）		15,145	15,128	15,112	15,095	15,078
量の確保方策	現状では、希望者全員対応可能です。 引き続き実施していきます。					

〔4〕地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の身近な場所で、保護者同士の交流、育児相談等を提供する事業です。令和6年現在、直方市地域子育て支援センター1ヶ所で実施しています。

（単位：人回〔1ヶ月当たり〕）

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		400	400	400	400	400
②確保の内容		480	480	480	480	480
過不足（②－①）		80	80	80	80	80
量の確保方策	現状では、希望者全員対応可能です。引き続き実施していきます。					

[5] 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

量の見込みは、「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「保育所等での在園児対象型を除く一時預かり事業」に分けて算出することとされています。

①幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）です。

預かり保育は、令和6年現在、市内の幼稚園7園、認定こども園6園で実施しています。

（単位：人日）

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		46,537	44,531	43,303	41,911	41,338
一時預かり（幼稚園在園児）	—	28,334	27,112	26,365	25,517	25,168
預かり保育（私学助成）	—	18,203	17,419	16,938	16,394	16,170
②確保の内容		46,537	44,531	43,303	41,911	41,338
過不足（②－①）		0	0	0	0	0
量の確保方策	引き続き実施します。					

②保育所等での在園児対象型を除く一時預かり事業

就学前児童を対象とした保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイ等による一時預かり事業です。

保育所での一時預かりは、令和6年現在、市内の保育所及び認定こども園15園中1園で実施しています。ファミリー・サポート・センターのおがたでも一時預かり事業を実施しています。

(単位：人日)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		150	145	142	138	136
②確保の内容		1,536	1,536	1,536	1,536	1,536
一時預かり事業(在 園児対象型を除く)		1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
子育て援助活動 支援事業(病児・ 緊急対応強化事業 を除く)		60	60	60	60	60
子育て短期支援事 業(トワイライト ステイ)		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
量の確保方策	保育所等での一時預かり事業については、安定して実施できるよう、保育士の確保に努めます。 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)については、事業のさらなる充実が図れるよう、周知に努めます。 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)については、これまで要望がなかったため実施していませんでしたが、状況次第では鞍手乳児院への事業委託による実施を検討します。					

〔6〕 病児・病後児保育事業

病気の回復期にある小学校6年生までの児童で保護者が勤務等の都合により、家庭での保育が困難であり且つ集団保育が困難な期間、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業です。

病児保育ひよこハウス（あざかみこどもクリニック、3名／日）と病児・病後児室メリーハウス（鞍手乳児院併設、9名／日）の2ヶ所で実施しています。

（単位：人日）

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		800	800	800	800	800
②確保の内容		1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
過不足（②－①）		900	900	900	900	900
量の確保方策	現状では、希望者全員対応可能です。引き続き実施していきます。					

〔7〕 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕

地域で子育ての支援をするために「手助けをしてほしい人（急な残業時の学童等の送迎や急病のとき等）」と、「お手伝いしたい人（子育てを終了した人や、現在も子育て中であるが、自分の子供だけではなく地域の子どもたちとも関わりたいと思っている有償ボランティア）」が、会員登録をし、子育てについての助け合いを行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業（子育て援助活動支援事業）」として見込み、就学時（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理します。

（単位：人日）

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		60	54	54	48	41
②確保の内容		96	96	96	96	96
過不足（②－①）		36	42	42	48	55
量の確保方策	制度の周知や、センター機能の強化に努め、引き続き実施します。					

〔8〕利用者支援事業

子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で、情報提供、相談対応等の支援を行う事業です。

(単位：箇所)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	7	7	7	7	7
②確保の内容	3	3	4	5	6	7
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談 機関	0	4	4	4	4	4
過不足(②－①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	引き続き、相談体制の充実を図っていきます。					

〔8〕-① 妊婦等包括相談支援事業型

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談などを行う事業です。

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		714	714	714	714	714
②確保の内容 (こども家庭センター)		1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
過不足(②－①)		316	316	316	316	316
量の確保方策	相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行います。					

※令和6年度実績は同内容の事業実績(出産・子育て支援交付金事業：伴走型相談支援事業)による。

〔9〕妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法の規定に基づき、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施する事業です。

妊娠期間中 14 回分の健診費用の助成を行い、妊婦健診の受診を促進しています。

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4,760	4,760	4,760	4,760	4,760
②確保の内容		4,760	4,760	4,760	4,760	4,760
過不足(②－①)		0	0	0	0	0
量の確保方策	補助回数、健診内容を適宜検討しながら、妊婦健診の充実を図っていきます。					

〔10〕乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、育児に関する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育に関する相談・助言を行う事業です。

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		340	340	340	340	340
②確保の内容		340	340	340	340	340
過不足(②－①)		0	0	0	0	0
量の確保方策	訪問スタッフを確保し、事業をより円滑に進めていくことができるよう努めていきます。					

〔11〕 養育支援訪問事業・子どもを守るネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。

(単位：人)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		430	430	430	430	430
②確保の内容		430	430	430	430	430
過不足(②－①)		0	0	0	0	0
量の確保方策	訪問スタッフを確保し、事業をより円滑に進めていくことができるよう努めていきます。					

② 子育て世帯訪問支援事業

対象家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児支援を実施することで養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ごうとする事業です。

(単位：人日)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②確保の内容		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
過不足(②－①)		0	0	0	0	0
量の確保方策	支援が必要な人全員が利用できるようヘルパー事業所を確保し、事業を円滑に進めていくことができるよう努めていきます。					

③ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

(単位：人日)

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		350	350	350	350	350
②確保の内容		2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
過不足(②－①)		2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
量の確保方策	支援が必要な人全員が利用できるよう産後ケア事業所を確保し、事業を円滑に進めていくことができるよう努めていきます。					

※令和6年度実績は地域こども子育て支援事業に位置付けられる前の産後ケア事業の事業実績

④子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業です。

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	あり	あり	あり	あり	あり	あり

〔12〕実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または、行事への参加に要する費用等を助成する制度です。

認定区分に応じて対応が異なる「給食費（副食材料費）」とそれ以外の「教材・行事費等」に分けて費用の一部を助成する事業です。

「給食費（副食材料費）」の一部を助成する事業については、市内の幼稚園は全園新制度に移行しているため、市外の新制度に移行していない私立幼稚園に通う子どもで、一定の所得要件や多子要件を満たす方への助成を行っています。

〔13〕多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

（1）新規参入施設等への巡回支援

市町村が地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、保育士OB等事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

（2）認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

市内の教育・保育施設等により、供給量は確保できているため現時点で実施の予定はありませんが、今後、状況に応じて事業の実施を検討します。

第5章

その他の子育て支援施策

第5章 その他の子育て支援施策

1. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取り組み

本市のニーズ調査によれば、就労していない保護者の多くの方が子育てをしながら就労を希望しています。家庭環境も多様化し、保護者の希望に応じた教育・保育を提供できるような環境を整備することも重要です。

第2期の計画期間では待機児童の解消のため、利用定員を増員した保育所等の施設整備の実施や保育士の業務負担軽減を図り離職防止のための取り組みを行いました。現在、少子化の影響もあり、待機児童については解消されつつあると認識しています。

第4章の量の見込みと確保の方策において、現在は受け皿の確保ができています。状況ですが、今後の社会情勢の変化に注視しながら適正な教育・保育の提供を検討します。

今後は以下のような施策を検討・実施し、継続した確保を図るとともに、保育の質の更なる向上を目指します。

- ・保育士確保対策及び離職防止対策

保育対策総合支援事業費補助金をはじめとする子ども・子育て支援新制度における国庫補助事業から、地域の実情にあわせて効果的な補助事業を選択及び実施について検討してまいります。

令和元年度から実施の「保育士合同就職説明会」や令和2年度から実施の「保育士奨学金返済支援事業」を今後も継続し、保育士の確保及び離職防止に努めます。

保育対策総合支援事業費補助金の「保育補助者雇上強化事業」「保育体制強化事業」等の活用により保育士の負担軽減を図る事業についても検討してまいります。

- ・幼稚園の利用促進

幼稚園においても一時預かり事業と合わせることで保育所並みに預かることができます。今後も積極的に幼稚園の利用促進をしていく必要があります。

・保育所・認定こども園・幼稚園の安定的な経営を支援

子どもの数の推計から子どもの人数は今後も減少していくことが見込まれています。また、待機児童も解消されつつあり、今後は園の定員割れという新たな課題も考えられます。希望する園には、中小企業診断士等による専門的な経営の手法についての講習や助言、直鞍ビジネス支援センターを活用し、安定的な園の運営を図ることができるよう支援することで、安心できる教育・保育の提供に努めます。

また、継続的な受け皿の確保と同時に教育・保育の質の確保・向上の取組も重要となっていることから、質の向上施策の検討も必要です。

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上や、幼稚園・保育所等と小学校等の円滑な接続の推進といったことが重要になってきます。

令和6年度から継続的に審議されている「乳幼児教育指針（仮称）」については、本市のすべての子どもに対して、育てたい幼児像と目標を明確にすることで、それぞれが培ってきた文化や役割を共通理解した上で、本市の地域性にあった教育・保育サービスについて検討を行います。子ども・子育て会議（乳幼児教育推進部会）で協議を重ね、家庭や地域、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校等と行政が、共有、連携を図りながら総合的な乳幼児教育の充実を推進していきたいと考えています。

2. 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援施策

〔1〕児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対策に努めます。児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅延なく介入を求めることも重要です。本市においては、直方市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携に努めていきます。

〔2〕ひとり親家庭の自立支援の推進

本市は福岡県内と比較して母子世帯及び父子世帯の割合が高い水準にあります。ひとり親家庭には、保育や放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子ども・子育て支援事業の利用に際して入所に配慮しています。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親の生活の安定と自立を促進するため、「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」や「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」を支給し、関係部署と連携し総合的な自立支援に努めます。

〔3〕こども家庭センターの設置

児童虐待や貧困といった問題の背景には家庭の中に原因が複雑に絡み合っていることが多く、また、支援が必要な人ほど家庭に閉じこもりがち・地域で孤立しがちであったりと、ニーズの把握が非常に困難です。そのような潜在的なニーズの把握を行うためには、長期的なかかわりの中で信頼関係を構築することが非常に重要です。

本市は令和6年4月に子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」を設置しました。

「こども家庭センター」は、母子保健部門所管の「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉部門所管の「子ども家庭総合支援拠点」の機能は維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うため新たに設置した機関です。母子保健部門と児童福祉部門が一体的に支援に取り組むことでより切れ目ない支援の体制・機能強化を図ります。

〔4〕家庭教育支援

子育て世代の不安や負担軽減のため、また保護者同士が同じ体験を共有する機会を提供することで、保護者の孤立化を防ぐことを目的とした講座を実施しています。問題が顕在化してから支援介入をしても根本的な解決に至らないことも多く、早期支援が必要と考えられます。そのため、子が生まれてからなるべく早い時期に家庭教育を

目的として、保護者が子育てについて学ぶ機会の設定をさらに充実させていきます。

〔5〕子育てに困難を感じる家庭への支援（子育て世帯訪問支援事業など）

本市は令和6年度から子育て世帯訪問支援事業を開始しました。この事業は、ヤングケアラー等の支援ニーズが高い児童等がいる世帯に対し、育児や家事等の援助を行う支援員（訪問支援員）を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としており、要保護児童対策地域協議会で関係機関の意見を聴取しながら対象世帯への支援を進めてまいります。

〔6〕こどもや若者、子育て当事者等への意見聴取、反映

こども基本法第3条において基本理念として、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見を表明する機会の確保（第3号）や年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重（第4号）が掲げられるとともに、第11条において、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが国及び地方公共団体に義務付けられました。

政策の目的や内容に照らして意見を聴く対象のこどもを検討し、こども、若者の意見を聴く機会を確保及び政策への反映とフィードバックに努めます。

〔7〕乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

国は、こども未来戦略「加速化プラン」の「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡大」の1つの施策として「乳児等通園支援事業」が創設しました。0～2歳児の約6割を占める未就園児の子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えていることや、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するための制度です。

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけられ、令和8年度から法律に基づく新たな給付制度として始まる予定とされています。

本市においては、今後の国の動向を注視しながら検討してまいります。

3. 障がい児施策の充実等

国は、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、障がい児のサービスに関して、①児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実 ②質の高い発達支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実 ⑤インクルージョンの推進 ⑥障がい児入所施設における支援の充実 ⑦障がい児相談支援の充実を掲げて加算等の見直しを行いました。

この加算の見直しからも分かるように、サービスにおいてはニーズも様変わりしており、質の高い支援が求められています。

支援を要する子どもの数が増えていく中で、特にインクルーシブ（どのような違いがあっても互いに認め合い尊重し合う）な環境の整備が必要となります。

そこで、当市では障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するため、児童発達センターや地域の障がい児通所支援事業所等の保育所等訪問支援等を活用していきます。

また、医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童）に対する支援として、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置等の環境整備に取り組んで参ります。

さらに、市の関係部署は勿論のこと、基幹相談支援センターと協力しながら、外部団体等との連携を図り、障がい児の支援を進めていきます。

今後も時代のニーズを踏まえながら、「第5次直方市障がい者福祉基本計画」「第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもに対する福祉サービスや療育環境の整備等に取り組んでまいります。

（注）「障がい」の表記について

本市では、平成23年2月以降、原則として「障害」を「障がい」と表現することとしています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記します。

4. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

〔1〕ワーク・ライフ・バランスの推進

働く人の生活も仕事も充実させ、雇用する事業所にとってもメリットの大きいワーク・ライフ・バランスの理解促進のために必要な啓発や情報提供を行います。家事や子育ての負担がどちらかに偏ることなく男女がともに仕事と育児等が両立できるよう意識啓発を行うと共に、事業主（企業・経営者等）の意識改革、職場風土の改善のために情報の提供に努めます。また、市民や民間団体の男女共同参画を推進するため、直方市男女共同参画推進担当課と連携しつつ、子育て家庭にも働きやすい環境づくりを進めます。

〔2〕仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や病児保育、一時預かりの実施や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等の地域子ども・子育て支援事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、事業の充実を図ります。

多種多様な子育て支援施策がある中、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化も開始され、より制度が複雑化しており、保護者自らが最適な支援を選択することも容易ではありません。そのため、各家庭に最適な支援を選択するためのお手伝いができるように利用者支援事業を充実させてまいります。

5. 施設整備計画

〔1〕 保育所園舎建替の支援

第2期計画期間内に市内の保育所・認定こども園の建替え等を令和4年度は1園、令和4～5年度に2園、令和6年度に1園実施しました。しかし、まだ園舎の築年数が古く老朽化が進んでおり、建て替えの必要性がある園が複数あります。園舎の建て替えに補助金（就学前教育・保育施設整備交付金等）を受けるためには、市に補助金交付申請をして交付決定を受ける必要があります。それによって、国及び市から建て替え費の補助を受けることができます。しかし、各年度補助金交付ができる額（数）には限りがあり、優先順位をつけて、建て替えを進める必要があります。

そのための選考基準は、第3期子ども・子育て支援事業計画の関連計画である「立地適正化計画（特にその中で「居住誘導区域・都市機能誘導区域」）の考え方」や、保育環境を取り巻く社会情勢、各保育所の運営状況や、園舎築年数及び老朽化の程度等、総合的に判断し順位付けできるように設定します。

< 保育所等園舎建て替え等選考基準 >

- ・ 老朽化状況

安全対策上急ぐ必要があり、優先度も高いと考えられます。

- ①安全面における老朽化状況

外装・内装の劣化状況、耐震対策状況、防災機能の状況、事故防止の対策状況等

- ②機能面における老朽化状況

バリアフリー設備の劣化状況、トイレの劣化状況、エレベーターの劣化状況等

- ③環境面における老朽化状況

施設の老朽化に伴う断熱性能、日射遮蔽性能、遮音性能、空調性能の低下状況等

- ・ 居住誘導区域又は都市機能誘導区域内

誘導区域内は、人が集まるエリアとして優先度は高いと考えられます。

- ・ 定員数

定員数が多い方が、より多くの利用者へ施設整備の効果が得られると考えられます。

- ・ 園舎建て替えのための自己資金（積み立て金等）

保育所等を運営する法人の計画性や経営力を計るための指標と考えられます。

※立地適正化計画

立地適正化計画とは、平成 26 年 8 月に改正された都市再生特別措置法に基づく都市計画制度の一つで、都市全体の観点から居住や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関して定める包括的なマスタープランです。

その中では、人口減少や高齢化が進むなか、都市計画区域内に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、この区域内に居住や都市機能を誘導することで、公共交通と連携した「コンパクトシティ＋ネットワーク」のまちづくりを推進することとなっています。

※コンパクトシティ・・・もっとも主要な拠点 1 ヶ所にすべてを集約させるのではなく、中心拠点や副拠点・生活拠点等の多極的なコンパクト化を誘導による集約により目指すもの。

※居住誘導区域・・・一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を緩やかに誘導する区域。

※都市機能誘導区域・・・一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、医療・福祉・商業等といった民間のサービス施設の誘導を図る区域。（都市機能誘導施設として定めることが想定される施設のなかに子育て世代にとっての重要な要素となる・・・幼稚園や保育所、小学校等がある。）

〔2〕学童クラブ施設整備計画

学童クラブの利用者数については、児童人口推計と学童クラブの利用状況から今後は微増していくものと考えられます。

第2期子ども・子育て支援事業計画では5クラブについて、小学校の空き教室を活用した施設整備を行ってきました。今回のニーズ調査では、長期休暇期間のみ運営する学童クラブの利用についての設問に一定数の方が「利用したい」と回答していることを受け、小学校の空き教室を今後も活用していくと共に、保護者のニーズに合った学童の運営方法を検討します。

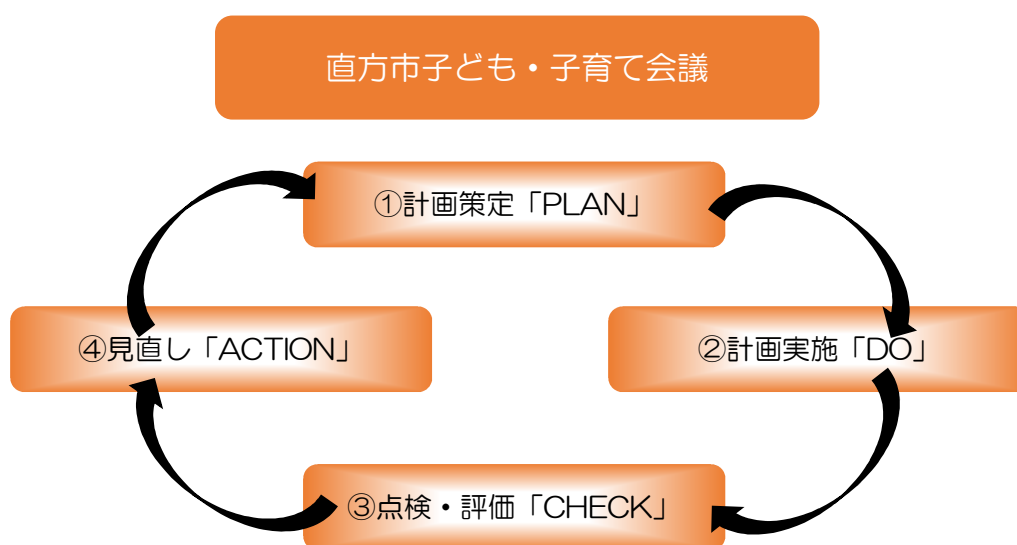
第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

1. 計画の進捗状況の把握

事業を効率的に推進していくために、関係各課による全庁的な推進体制を整え、毎年度、事業の実施状況の確認・点検を行い、直方市子ども・子育て会議において評価を実施します。また、直方市子ども・子育て会議での審議により、必要に応じて本計画の施策の見直し・改善を図ります。



2. 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、さまざまな分野にわたるため、こども育成課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、幼稚園、保育所等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会等の地域組織と、適切な役割分担のもと連携し、協働により子ども・子育て支援の推進を図ります。

3. 計画の周知

広報やホームページだけでなく、関係団体等とも連携しながら、本計画の内容を広く市民に周知します。



資料編

資料編

1. 直方市子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果と分析

〔1〕調査の目的

調査は、平成27年度から本格施行した子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画（令和2年度から令和6年度）が5年目を迎えます。今回の調査は、第3期計画策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するために実施しました。

〔2〕調査対象

令和5年11月1日現在、直方市内で就学前児童もしくは就学児童をもつ全世帯

〔3〕調査方法

Web 調査票を対象者に郵送で配布し、Web 回答または希望者による郵送回答。いずれも無記名方式

〔4〕調査期間

令和5年11月9日～令和5年11月26日

〔5〕配布・回収状況

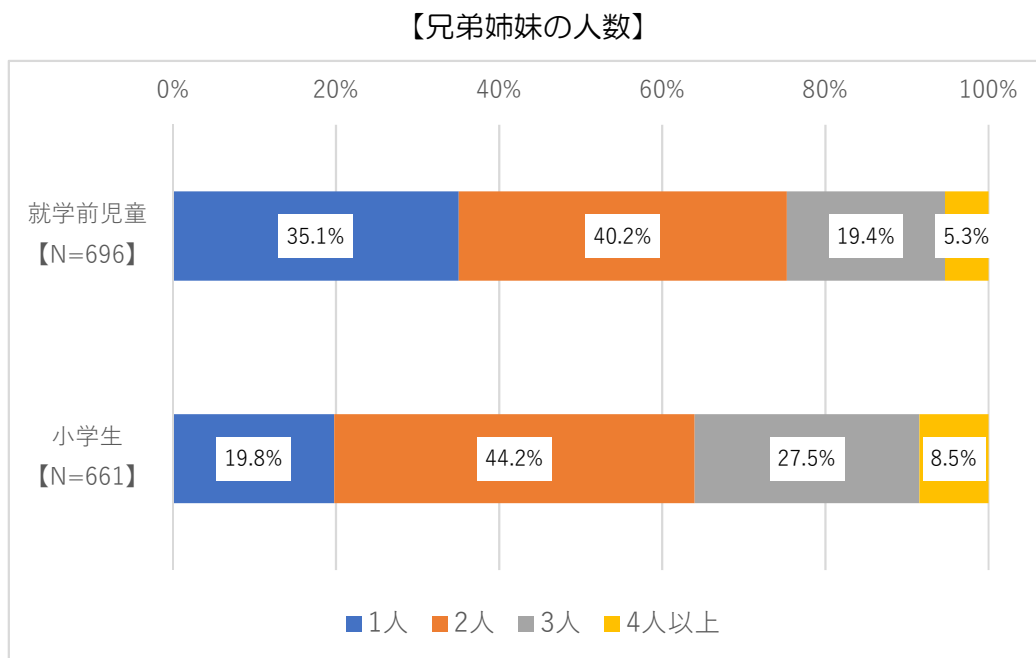
	配布数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回収率 (C/A)
就学前児童	1,918	696	696	36.2%
小学生	2,246	661	661	29.4%

〔6〕調査結果の見方

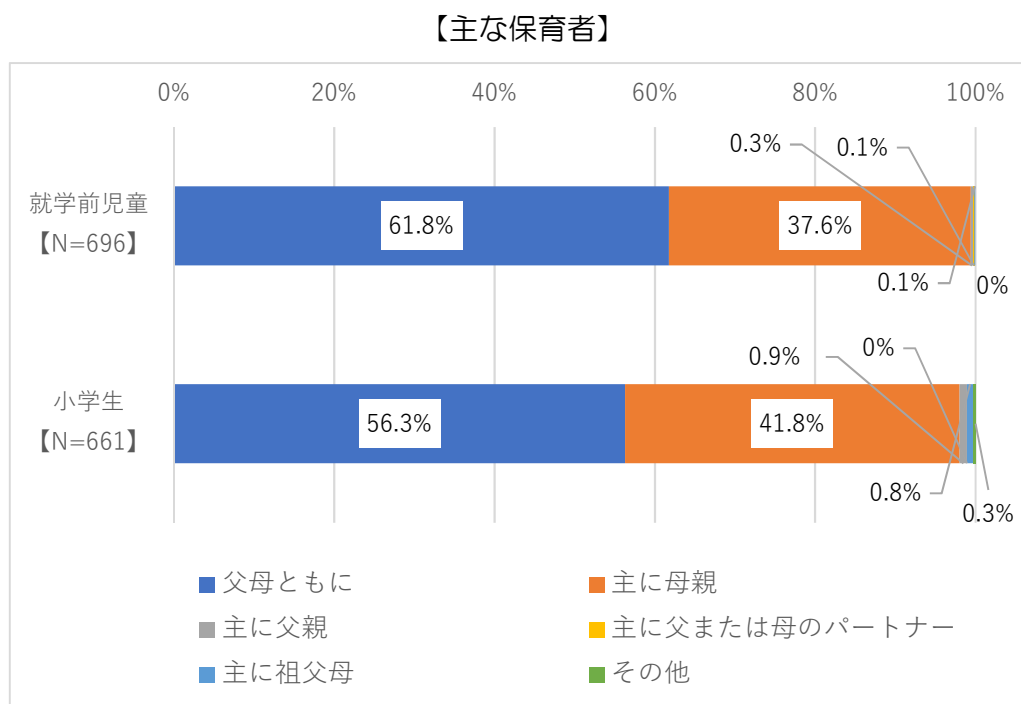
- ① 集計した数値（％）は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。
そのため、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の数値（％）をすべて合計しても、100.0%にならない場合があります。
- ② 回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えます。
- ③ 回答する対象者が限定される質問では、分母の回答者数が変わります。各設問の回答者数は「N=890」というかたちで表記しています。

〔7〕 調査結果

①兄弟姉妹の人数



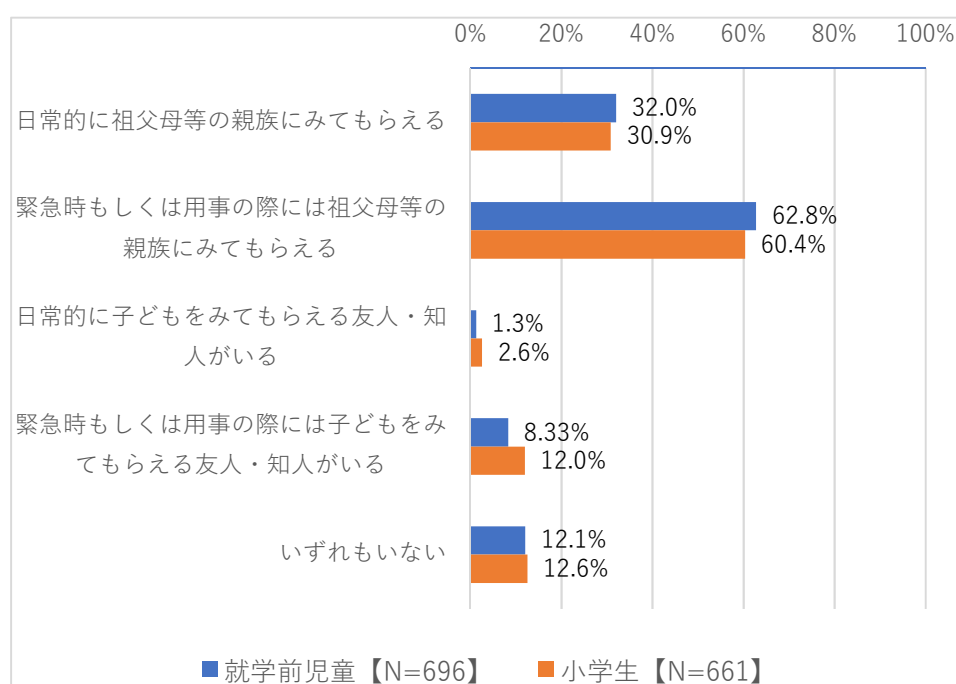
②主な保育者



③日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況〔複数回答〕

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：62.8%、小学生：60.4%）が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：32.0%、小学生：30.9%）となっており、これらをあわせた『祖父母等の親族にみてもらえる』（就学前児童：94.8%、小学生91.3%）が9割以上と大半を占めている。

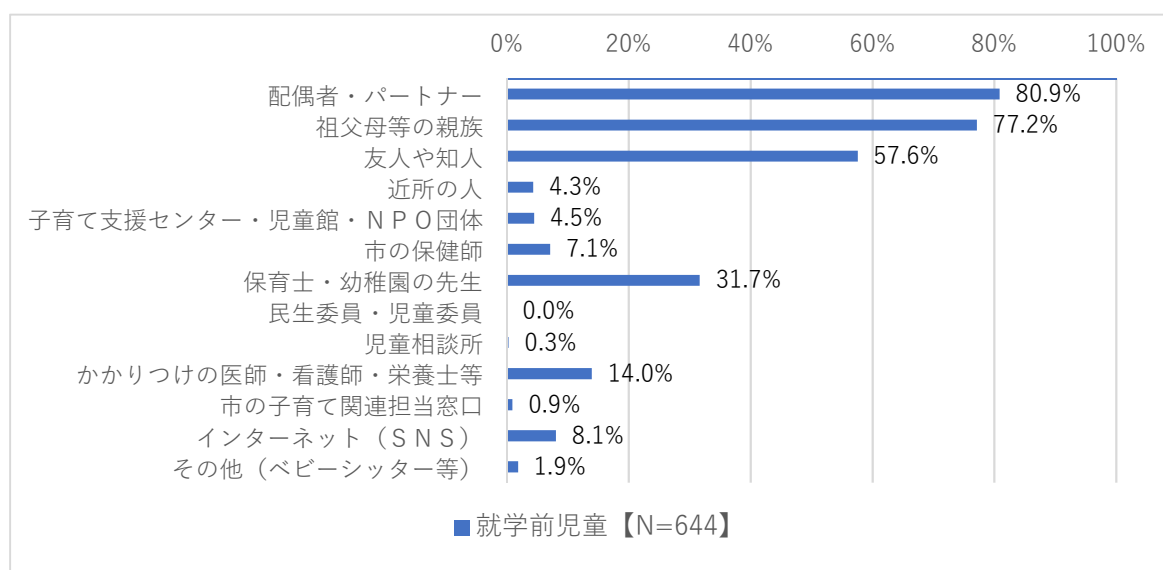
【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況】



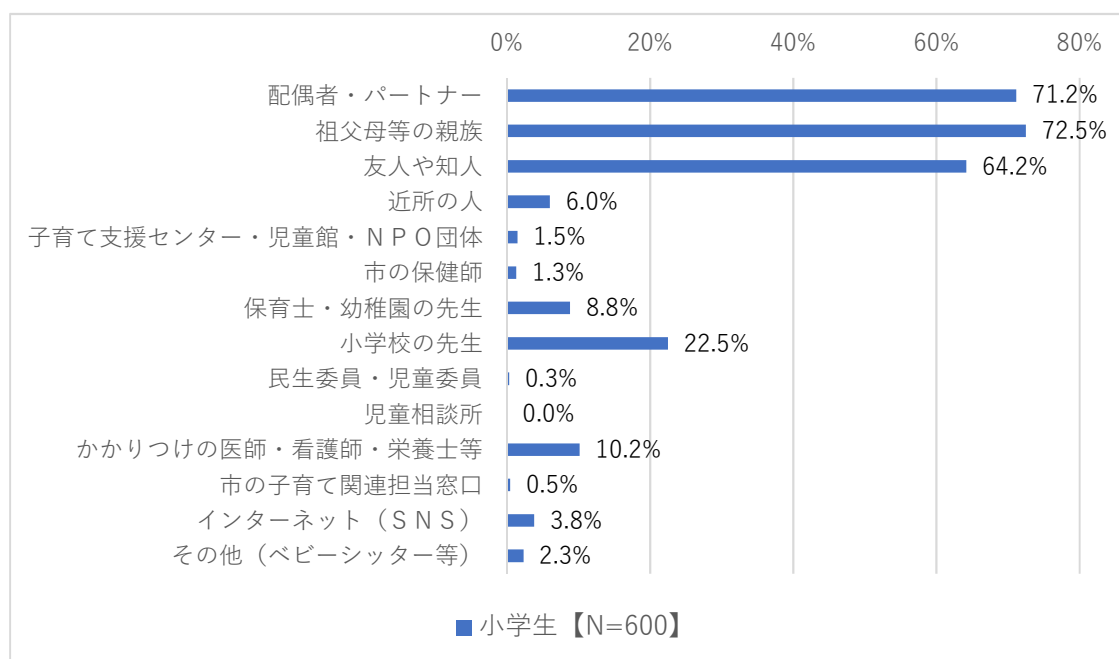
④子育てに関して気軽に相談できる人（場所）〔複数回答〕

子育てに関して気軽に相談できる人（場所）について、就学前児童では、「配偶者・パートナー」（80.9%）が8割と「祖父母等の親族」（77.2%）が7割で多く、これに「友人や知人」（57.6%）が続いている。一方、小学生では「祖父母等の親族」（72.5%）、「配偶者・パートナー」（71.2%）が7割、「友人や知人」（64.2%）が6割で多い。

【子育てに関して気軽に相談できる人（場所）（就学前児童）】



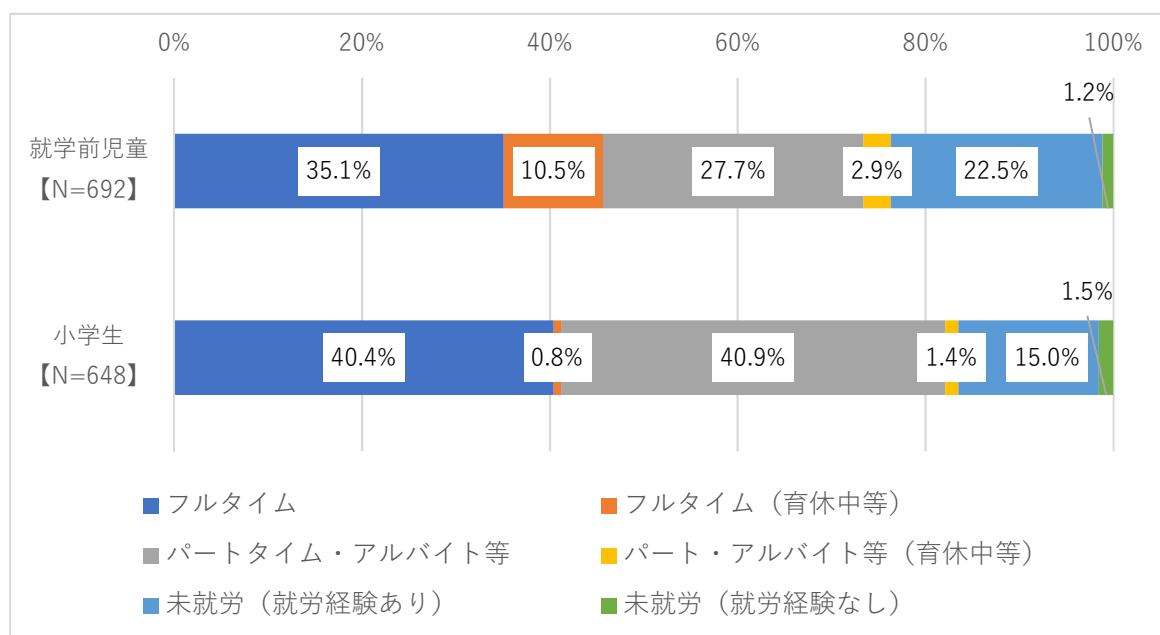
【子育てに関して気軽に相談できる人（場所）（小学生）】



⑤母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」(35.1%)が3割で一番多く、次いで「パート・アルバイト等」(27.7%)、「未就労(就労経験あり)」(22.5%)となっている。一方、小学生は「パート・アルバイト等」(40.9%)次いで、「フルタイム」(40.4%)が約4割で多く、「未就労(就労経験あり)」(15.0%)となっている。

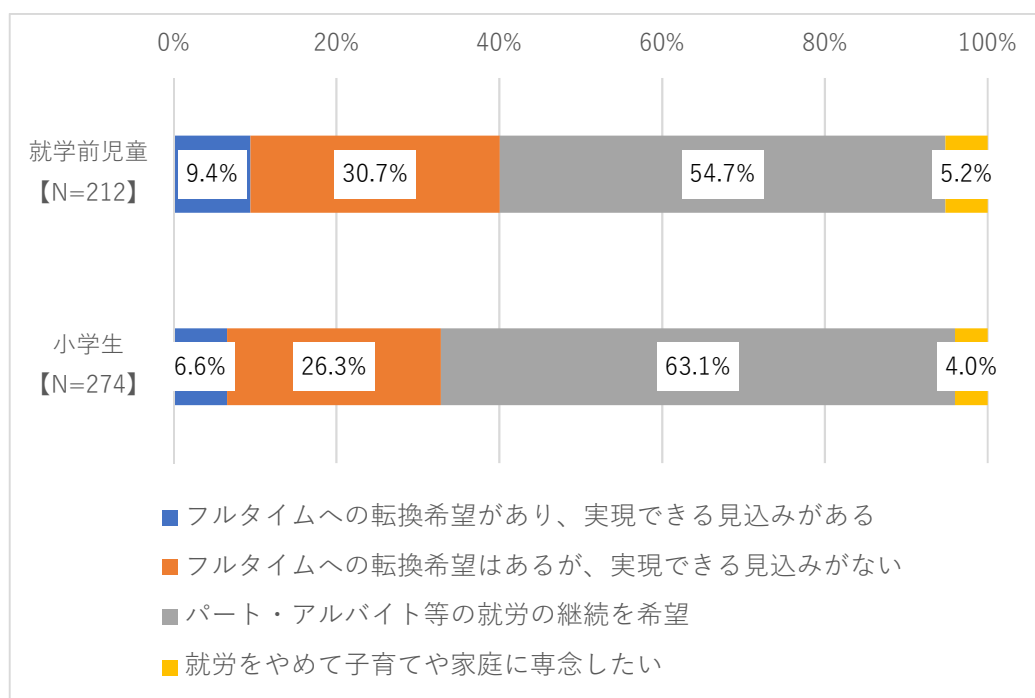
【母親の就労状況】



⑥パート・アルバイトで就労している人のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している保護者にフルタイムへの転換希望をたずねたところ、就学前児童・小学生ともに「パート・アルバイト等での就労の継続を希望」（就学前児童：54.7%、小学生：63.1%）が一番多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがない」（就学前児童：30.7%、小学生：26.3%）となっている。

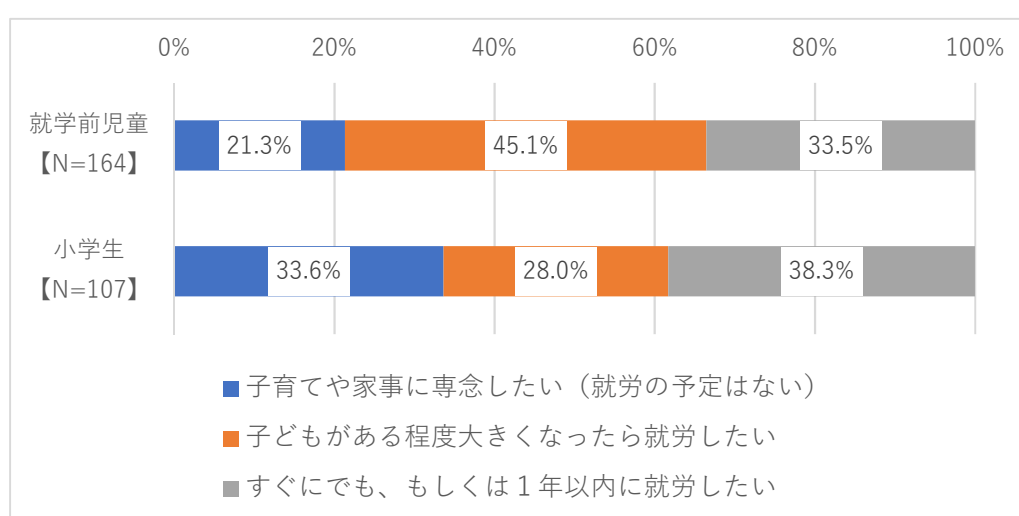
【母親のフルタイムへの転換希望】



⑦母親（未就労者）の就労希望

就労していない母親に就労希望をたずねたところ、就学前児童では、「子どもがある程度大きくなったら就労したい」（45.1%）が最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（33.5%）、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」（21.3%）となっている。一方、小学生では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（38.3%）が最も多く、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」（33.6%）と次いで「子どもがある程度大きくなったら就労したい」（28.0%）となっている。

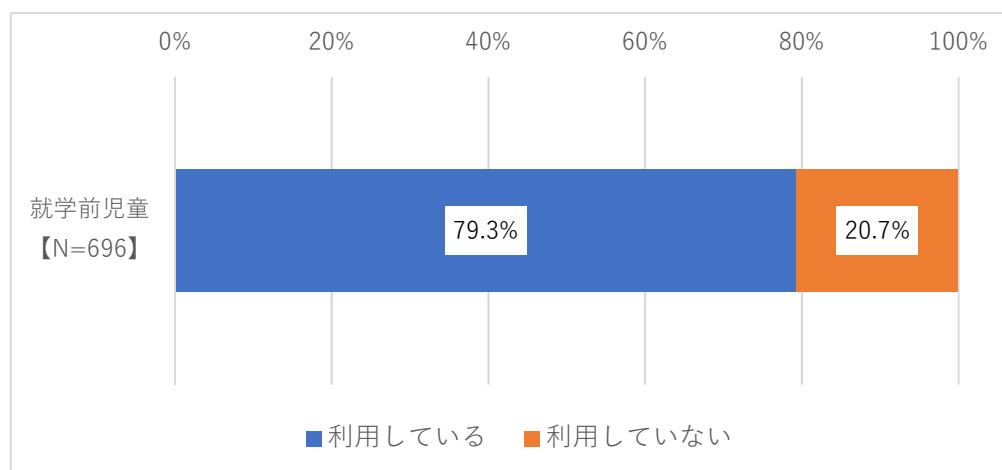
【母親（未就労者）の就労希望】



⑧平日の定期的な教育・保育事業の現在利用状況

8割近くの人（79.3%）が平日の定期的な教育・保育事業を利用している。

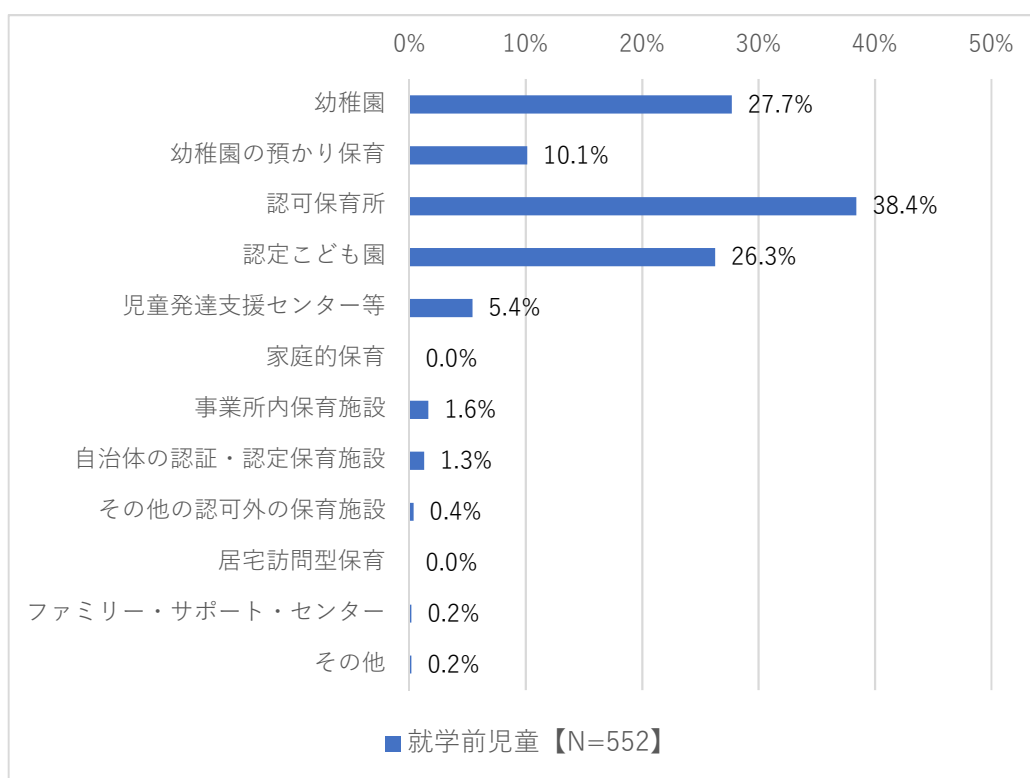
【平日の定期的な教育・保育事業の現在利用状況】



⑨利用している平日の定期的な教育・保育事業の種類【複数回答】

平日の定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童の保護者（552 人）に利用している事業の種類をたずねたところ、「認可保育所」（38.4%）が約 4 割を占めており、これに「幼稚園」（27.7%）、「認定こども園」（26.3%）、「幼稚園の預かり保育」（10.1%）が続いている。

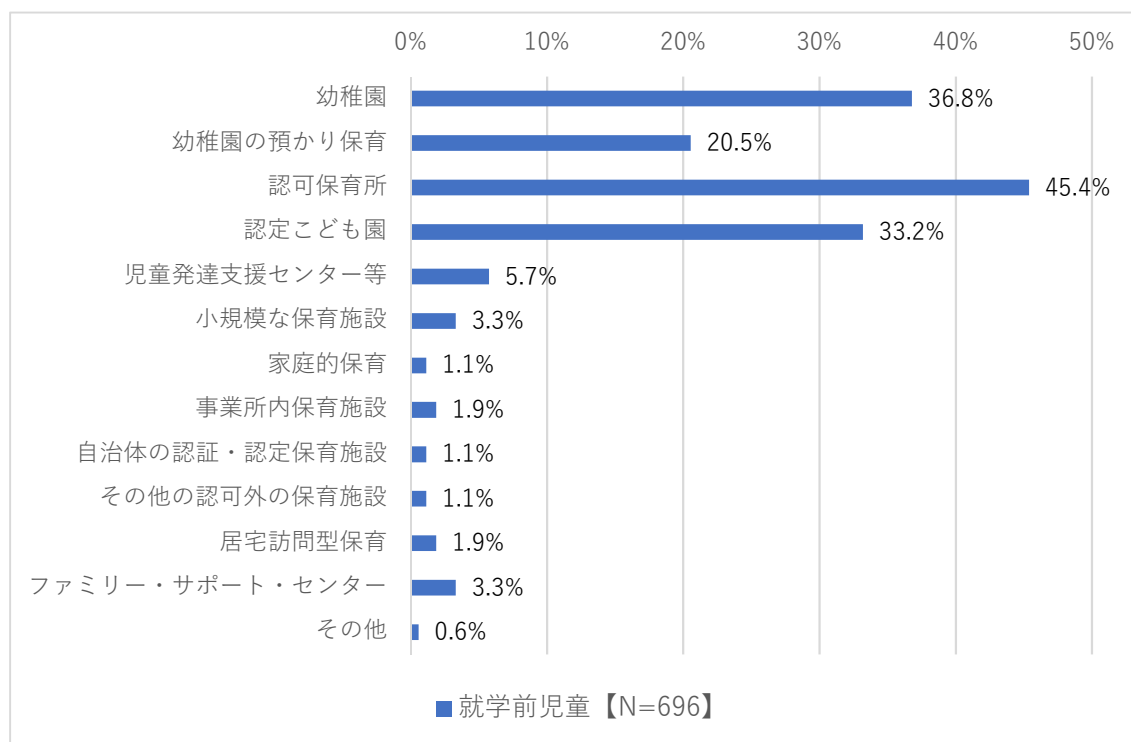
【利用している平日の定期的な教育・保育事業の種類】



⑩平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望〔複数回答〕

今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業については、「認可保育所」(45.4%)と4割を超えており、次いで「幼稚園」(36.8%)、「認定こども園」(33.2%)、「幼稚園の預かり保育」(20.5%)となっている。

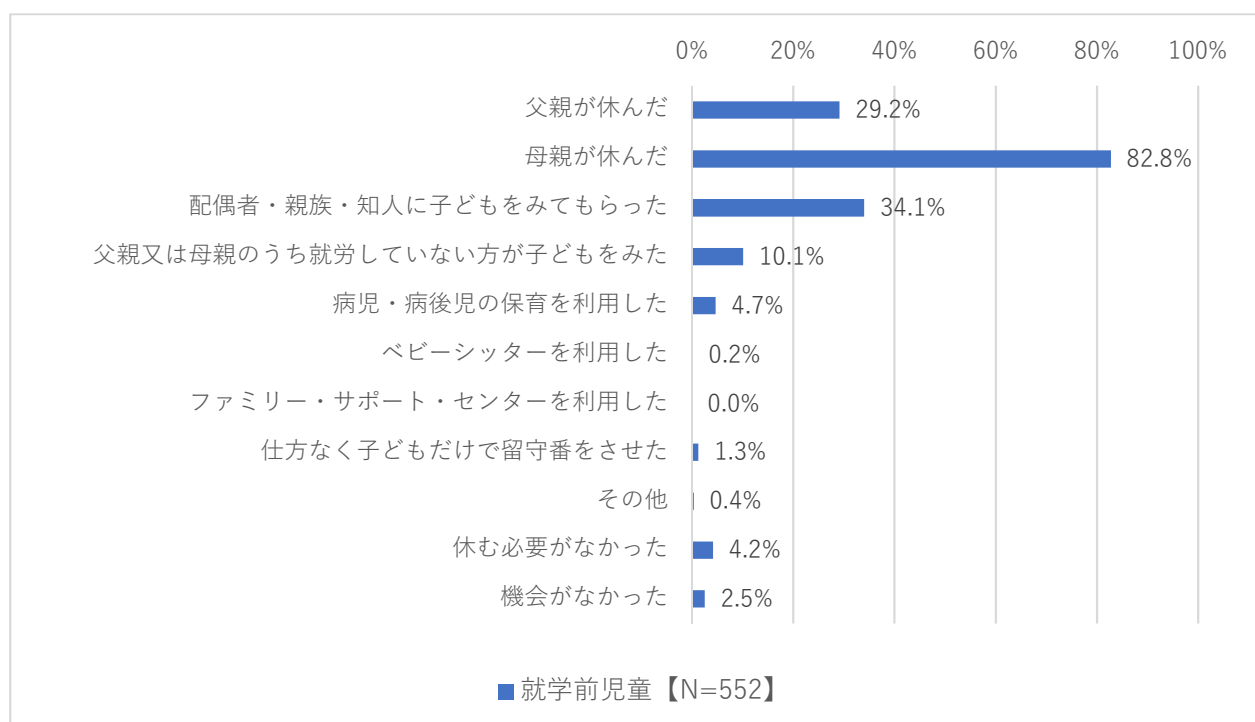
【平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望】



⑪病気等で教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法〔複数回答〕

この１年間に、子どもの病気等で教育・保育事業が利用できないことがあった際の対処方法を就学前児童の保護者にたずねたところ、「母親が休んだ」（82.8％）が最も多く、次いで、「配偶者・親族・知人に子どもをみてもらった」（34.1％）、「父親が休んだ」（29.2％）、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」（10.1％）となっている。

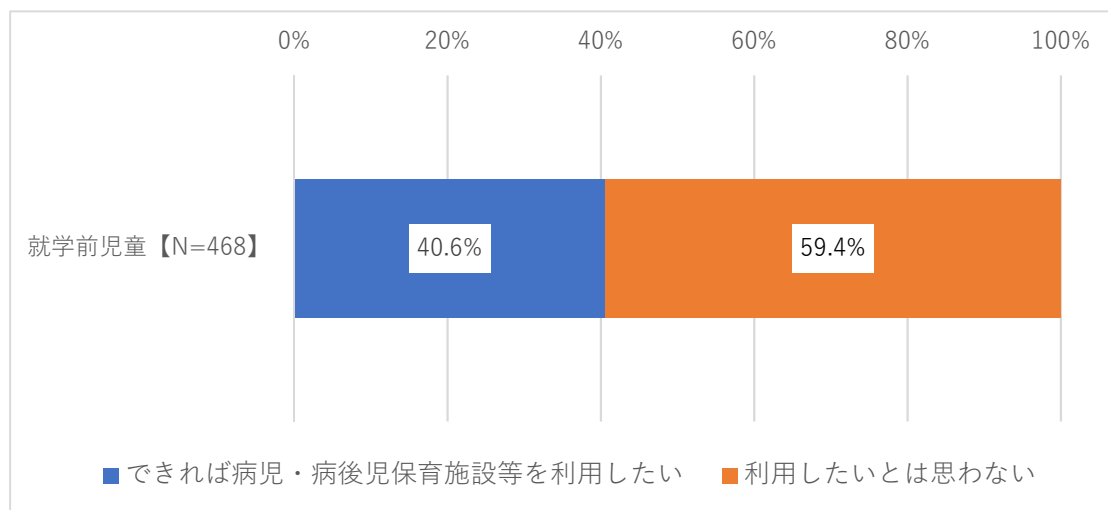
【病気等で教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法】



⑫病児・病後児保育施設等の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思う人」(40.6%)より「利用したいとは思わない」(59.4%)の方が多い。

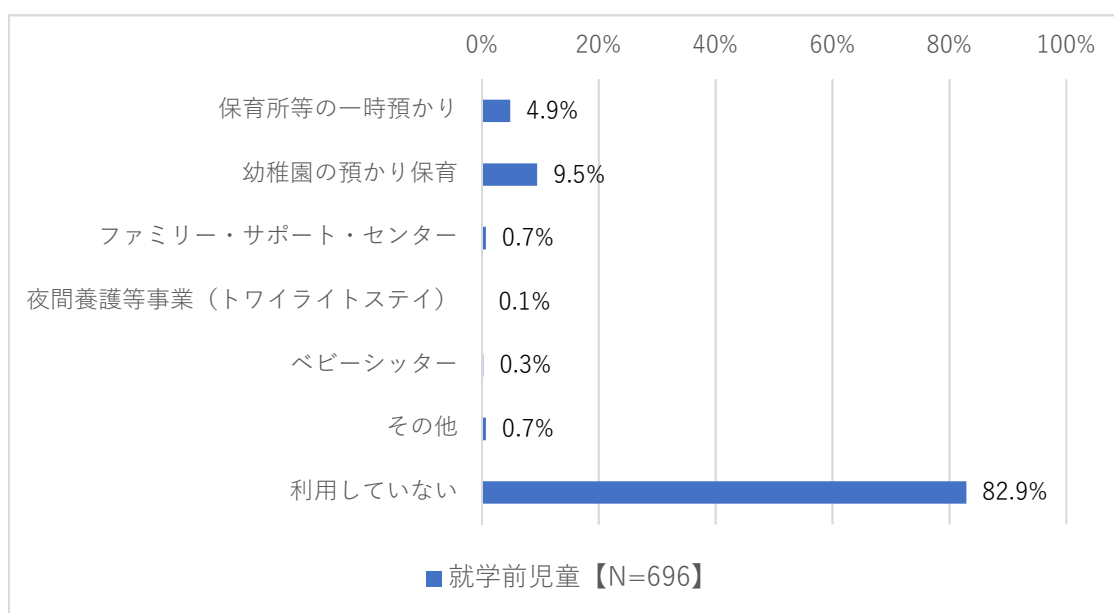
【病児・病後児保育施設等の利用意向】



⑬私用等の目的で不定期に利用している事業【複数回答】

8割(82.9%)の人は、私用等の目的で不定期に事業を「利用していない」と回答している。利用しているものとしては「幼稚園の預かり保育」(9.5%)が最も多く、その他の事業は5%に満たない。

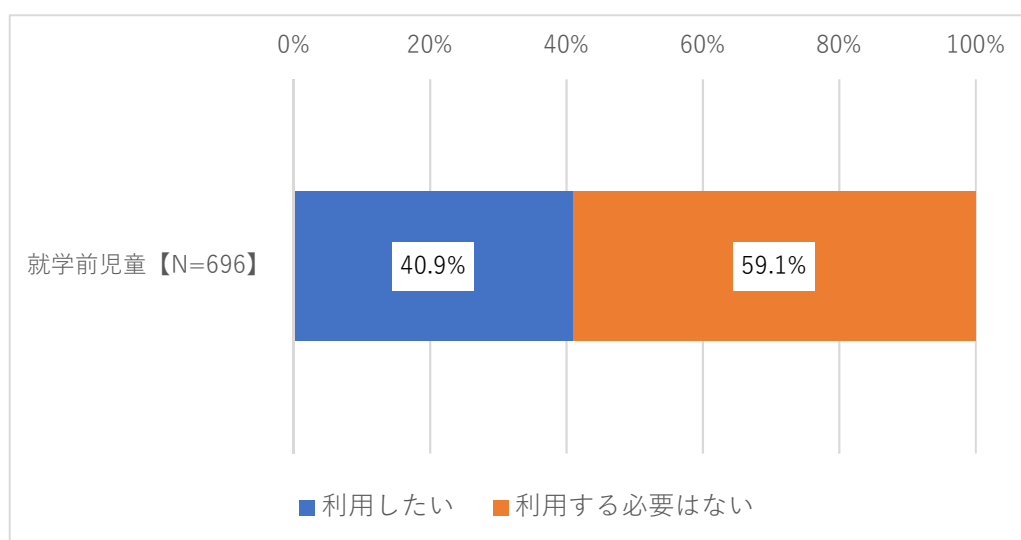
【私用等の目的で不定期に利用している事業】



⑭一時的な事業の今後の利用希望

一時的な事業の利用希望については、「利用する必要はない」（59.1％）が約 6 割で「利用したい」（40.9％）を上回っている。

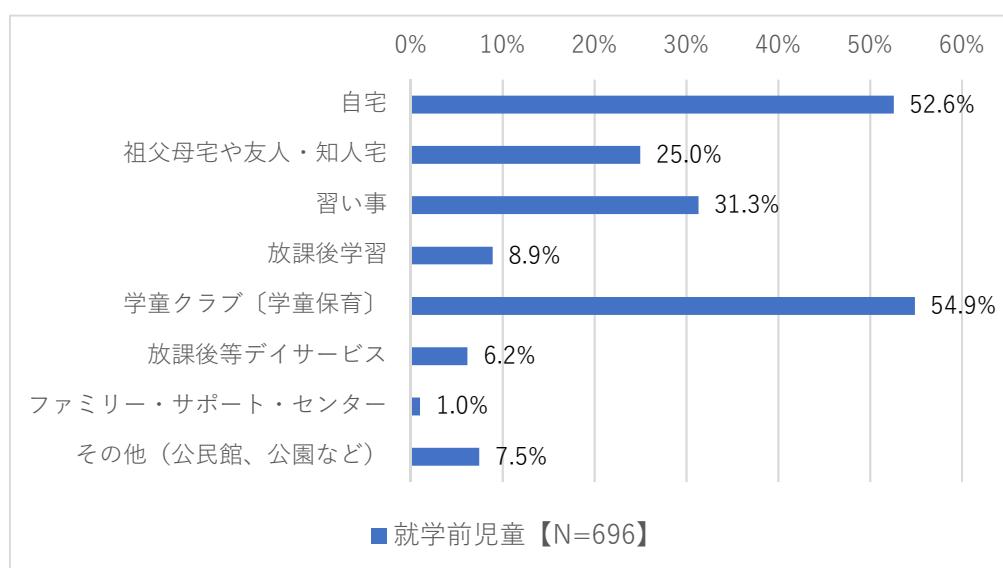
【一時的な事業の今後の利用希望】



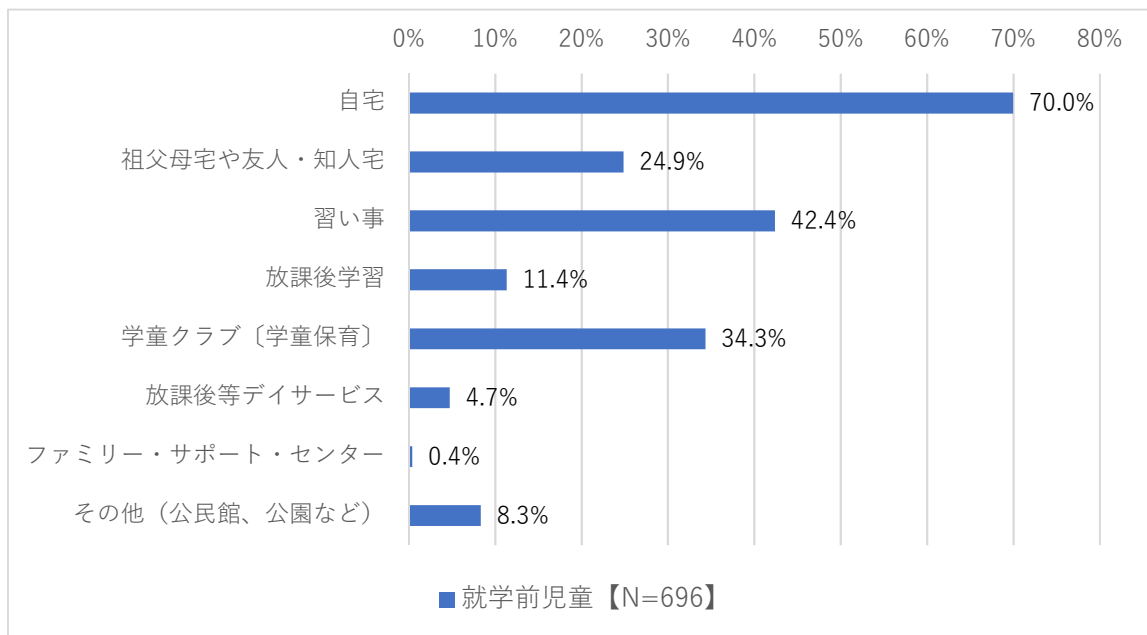
⑮放課後の過ごし方の希望【複数回答】

小学生になってからの放課後の過ごし方の希望は、低学年・高学年ともに「自宅」（低学年：52.6％、高学年：70.0％）が最も多く、次いで低学年は「学童クラブ」（54.9％）、高学年は「習い事」（42.4％）となっている。

【放課後の過ごし方の希望（低学年）】



【放課後の過ごし方の希望（高学年）】



2. 直方市子ども・子育て会議 設置条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 19 号

改正 令和 5 年 3 月 10 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 この条例は、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、子どもの成長に対する課題が多様なものとなっていることに鑑み、子どもが健やかに育成される地域社会の実現のために、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 72 条第 1 項の規定に基づき、直方市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置するものとする。

(令 5 条例 9・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 3 項から同条第 6 項までの事務
- (3) 前 2 号のほか、子どもが健やかに成長することができる環境の整備に関する事項の調査及び審議

(令 5 条例 9・一部改正)

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 子育て会議に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前条第 2 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。
- 2 子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 子育て会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(部会)

- 第7条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
 - 4 部会長は、当該部会を代表し、当部会の会務、事務を掌理する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代行する。
 - 6 前条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(市民の参加)

- 第8条 子育て会議は、企画立案、実施及び評価の各段階において、市民参加の推進に努めるものとする。

(情報の公開)

- 第9条 子育て会議は、計画を決定、もしくは変更しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、広く市民の意見を求めるものとする。
- 2 子育て会議は、会議の内容を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有するものとする。

(庶務)

- 第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において行う。

(施行の細目)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 10 日条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3. 直方市子ども・子育て会議 委員名簿

○委員

氏名	所属	区分	備考（就任日）
池田 勇	植木こども園	保育所事業主代表	平成 元年9月1日
石橋 寛之	(株)インバシ	事業主代表	令和 5年9月1日
植村 善太郎	福岡教育大学	学識経験者	平成元年9月1日
柏木 愛	直方第二中学校	子どもの保護者代表	令和 5年9月1日
平 直之	福岡県学童保育連絡協議会	子育て支援関係者代表	令和 5年9月1日
野口 和夫	直方市立図書館	子育て支援関係者代表	平成 29年9月1日
長谷川 美穂	植木小学校	労働者代表	令和 3年9月1日
松村 文美	放課後等デイサービス	子育て支援関係者代表	平成 29年9月1日
大和 貴彦	大和幼稚園	幼稚園事業主代表	令和 3年9月1日

※五十音順

○乳幼児教育推進部会委員

氏名	所属	区分	備考（就任日）
池田 勇	植木こども園	幼児教育関係機関代表	令和 6年8月1日
植村 善太郎	福岡教育大学	学識経験者	令和 6年8月1日
樫山 文香	上頓野小学校	学校関係者代表	令和 6年8月1日
門田 理世	西南学院大学	学識経験者	令和 6年8月1日
清永 恵美	清光寺幼稚園	幼児教育関係機関代表	令和 6年8月1日
星岡 剛	認定こども園 おんがの	幼児教育関係機関代表	令和 6年8月1日
益永 由美子	浄福寺幼稚園	幼児教育関係機関代表	令和 6年8月1日
松木 京子	直方市民生委員児童委員協議会	地域代表	令和 6年8月1日
松村 文美	放課後等デイサービス	学校関係者代表	令和 6年8月1日
安延 孝一郎	直方特別支援学校	学校関係者代表	令和 6年8月1日

※五十音順

4. 直方市子ども・子育て会議 開催状況

○直方市子ども・子育て会議

第18回	令和3年1月21日	直方市子ども・子育て支援事業計画の時期計画について、その他報告
第19回	令和3年11月11日	保育所・幼稚園の利用定員についての確認、必要定員数の「確保の内容」について、認幼保連携型認定こども園への移行について、その他報告
第20回	令和4年3月22日	施設定員について、必要定員数の「確保の内容」について、令和4年度の施設整備について、その他報告
第21回	令和4年11月11日	幼保連携型認定こども園への移行について、必要定員数の「確保の内容」について、その他報告
第22回	令和5年2月16日	保育所・幼稚園の定員変更について、第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて
第23回	令和5年9月28日	保育所利用定員の変更について、第3期子ども子育て支援事業計画アンケート調査の実施について、施設整備状況について、幼稚園型認定こども園への移行について、その他報告
第24回	令和6年2月7日	利用定員の変更について、認定こども園の移行について、利用定員の協議について、第3期子ども・子育て支援事業計画策定のアンケート調査結果報告、施設整備の状況について
第25回	令和6年5月15日	次年度の利用定員の増員及び認定こども園への移行について、直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例・条例施行規則の改正について、放課後児童健全育成事業者を選定するための審査員の選出方法について、子ども・子育て会議の部会設置について、その他
第26回	令和6年8月27日	第3期子ども・子育て支援事業計画（諮問）、放課後児童健全育成事業の委託事業者を選定するための審査員について、放課後児童健全育成事業のプロポーザル審査項目について、その他

第27回 令和6年10月28日 第3期子ども・子育て支援事業計画について、
その他報告

○直方市子ども・子育て会議 乳幼児教育推進部会

第1回 令和6年8月2日 乳幼児教育指針の策定に向け、直方市における現
状の確認

第2回 令和6年10月9日 「家庭・地域における幼児教育の支援」「小学
校教育との連携・協働」「保育士の資質及び専門性
の向上」「特別な配慮を必要とする子どもや家庭へ
の支援」の4つのカテゴリーについて、その内容
を詳しく審議

第3期直方市
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 直方市教育委員会こども育成課
〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号
TEL (0949) 25-2148
FAX (0949) 25-2316
URL <http://www.city.nogata.fukuoka.jp/>

令和 7・8・9 年度の放課後児童健全育成事業業務委託
(学童クラブ) 事業者について

令和 7・8・9 年度の直方市内における学童クラブ業務委託事業者については、令和 6 年 11 月 14 日に実施された公募型プロポーザル方式にて下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ・感田学童クラブ | (株式会社テノ. コーポレーション) |
| ・下境学童クラブ | (株式会社テノ. コーポレーション) |
| ・直方東学童クラブ | (株式会社テノ. コーポレーション) |
| ・上頓野学童クラブ | (株式会社テノ. コーポレーション) |
| ・中泉学童クラブ | (株式会社テノ. コーポレーション) |
| ・福地学童クラブ | (株式会社テノ. コーポレーション) |
| ・新入学童クラブ | (特定非営利活動法人 REAL コンパス) |
| ・直方西学童クラブ | (特定非営利活動法人 REAL コンパス) |
| ・直方北学童クラブ | (特定非営利活動法人 REAL コンパス) |
| ・直方南学童クラブ | (特定非営利活動法人 REAL コンパス) |
| ・植木学童クラブ | (特定非営利活動法人 プラタナス) |

以上